

地名 散歩

第48回 地名が指す範囲とは

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

私はこれまでずっと「横浜の出身」と称してきた。拙著のプロフィールなどでも横浜市生まれとしているのだが、生まれた病院は母の実家があった横須賀市なので、看板に偽りありなのかもしれない。しかし産後ほどなく横浜の自宅に戻っているため、「横須賀市生まれ」も実態を反映していない。他の人はどうしているのだろう。

以前にある地方で出身地を尋ねられた際、いつものように答えると「横浜の人って、絶対に神奈川県出身とは言わないんですよ」と指摘された。なるほどそうかもしれない。白状すると、「神奈川県その他の田舎とは一緒にしないでくれ」的な意識がまったく働いていないとは言い難い。きっと神戸の人も兵庫県出身とはあまり言わないのではないだろうか。

弁解するわけではないが、神奈川県では漠

然として広すぎるし、横浜なら知名度も高く納得してくれそうだという微量の親切心(?)が含まれているのもウソではない。しかしどうしても「港の見える丘公園」とか中華街、外国人墓地などのエリアばかり想像させてしまうので、慌てて「市のずっと西の外れです」と付け加えている。地方出身者の場合でも、東京でお国を聞かれて、たとえば香川県東かがわ市あたりの人なら、どうせ言っても知らないだろうから「高松です」と答えて円満に意思の疎通を図ったりする。

そういえば『京都ざらい』という本(井上章一著・朝日新書)が評判になった。本の帯には「ええか君、嵯峨は京都とちがうんやで」というキツイひと言が刷り込まれている。もちろん嵯峨といえば嵐山などを擁するレッキとした右京区内であり、京都市役所からでも西へ



昭和6年(1931)に京都市に編入されたばかりの嵯峨・嵐山エリア。広沢池の南西には田んぼが広がっている。

1:25,000 「京都西北部」昭和6年部分修正



田園調布も成城の地名も存在しなかった頃の東京府荏原郡。羽田空港あたりも同郡内で、当時飛んだのは鳥ばかり。

1:200,000 帝国図「東京」大正3年製版

7キロ前後しか離れていないのだが、歴史をたどれば昭和6年(1931)までは葛野郡嵯峨町で、京都市内ではなかった。ずっと昔から京都の町中に居を構える旧家の主人に「嵯峨のお百姓さんに肥を汲んでもらった」と言われたり、山科(現山科区)から嫁を迎えるかどうか、という話では「東山が西に見えてしまう所なんて……」と下に見るエピソードなどが興味深かったが、振り返って私が子供時代を過ごしたエリアも昭和14年(1939)までは都筑郡二俣川村なので、元町に住んで3代といった生粋のハマっ子から見れば……ということになるのだろう。

それを言えば、東京を代表する高級住宅地としてその名も高い田園調布の大田区、成城の世田谷区も、昭和7年(1932)までは東京府荏原郡に属する町村だった。そもそもこの年より以前に東京市内だったのは現23区の面積の6分の1以下に過ぎず、大半は郡部だったのである。かといって水道の水で産湯をつかった神田っ子(水道というのは現代ではなくて神田上水の意)が、「下沼部村(今の田園調布)風情が何言いやがる」なんて啖呵を切るのも空しい話だ。

思えば「東京」という地名が具体的に何を指すかは意外に難しいところである。私は現在、多摩地区の日野市に住んでいるが「東京へ行く」という表現をすることがある。日野市もちろん都内ではあるが、都心または23区内へ行く意味で使うのだ。さすがに多摩地区でそれは少数派かもしれないが、同じ都内でも八丈島や小笠原であれば「東京へ行く」のは当たり前だろう。

京都や静岡など、府県名と府県庁所在地が同じであると誤解も生じやすい。先ほどの京

都の話でも、『京都ざらい』の著者である井上章一さんが、嵯峨が京都市に編入された後の出生にもかかわらず、プロフィールに「京都府生まれ」とわざわざ書いた理由は同書を一読すればよくわかる。これにならば私も「神奈川県生まれ」でないとおかしいのだが(出版社の規定でそう表示されている事例もある)。

静岡県内に住んでいる人で「静岡へ行く」と言えば静岡市へ行く意味になるが、東京の人が「静岡へ行く」のなら浜松市か掛川市という可能性だってある。しかし考えてみれば東京に比較的近い伊豆半島の下田市や伊東市へ行く場合には決して「静岡へ行く」とは言わず、「伊豆へ」あるいは「下田へ、伊東へ」となる。やはり近い場所だとより詳細な説明が求められる傾向によるものだろう。

ついでの話だが、NHKの連続テレビ小説「あさが来た」で、主人公あさの姉の家を「和歌山」と称しているのにはいつも違和感を覚える。現在の有田市域(当時は有田郡)らしいのだが、明治期には大阪から見て当地を「紀州」とは言っても和歌山とは呼ばなかったはずだ(和歌山県管内ではあったが)。和歌山はあくまで紀州徳川の城下町・和歌山を指したからである。

そういえば東京メトロ丸ノ内線の「次は東京です」というアナウンスは違和感が拭えない。そもそも全線が東京23区内を走っている路線なのに、である。もちろん東京駅の下にあるからだが、この駅名はそもそも新幹線等で遠くへ行く人たちの視点と地理感覚に基づくものだ。大阪駅の下にある地下鉄梅田駅にならって、丸の内駅というのが順当かもしれない。「新幹線に乗り換え損なってどうしてくれる」という苦情が殺到するだろうが。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.710
2016 March



表紙写真
「復興への船出」

第30回写真コンクール
＜自由部門＞金賞
金 哲朗●岩手会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 筆界特定制度創設10周年記念講演会
- 05 平成27年度 第2回全国会長会議
- 08 福島の現状報告
福島県土地家屋調査士会 会長 橋本 豊彦
- 10 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために一
第44回 国土調査法第19条第5項指定から不動産登記法第14条第1項地図備付けまで①
神奈川県土地家屋調査士会 石井 幸世
- 15 第10回国際地籍シンポジウム(台湾)
会員研究論文募集のお知らせ
- 16 愛しき我が会、我が地元 Vol.25
山梨会/熊本会
- 19 ネットワーク50
佐賀会/三重会
- 22 地籍問題研究会
第14回定例研究会
- 25 埼玉会公開講座
「境界紛争と土地家屋調査士」レポート
- 26 不動産登記規則第93条ただし書に規定する
不動産の調査に関する報告に係る報告書の改定について
- 30 平成27年度中国ブロック協議会
広報担当者会議の報告
- 32 会長レポート
- 34 「ちょうさし俳壇」と選者の交代について
- 35 ちょうさし俳壇
- 36 会務日誌
- 38 公嘱協会情報 Vol.118
- 40 和光市と埼玉土地家屋調査士会との
「空家等の総合的な対策の推進に関する協定」の締結
- 42 国民年金基金から
- 44 第31回写真コンクール作品募集
- 46 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 47 もしもこんなことが起こってしまったら？
- 48 編集後記

筆界特定制度創設10周年記念講演会

不動産登記法は、平成16年に全部改正され、内容が一新されました。そして、平成17年の改正で筆界特定が新たに設けられ、平成18年1月20日に施行されてから今年で10年になりました。

それを記念して、平成28年1月14日、東京ドームホテル地下1階「シンシア」において、法務省と連合会の共催による筆界特定制度創設10周年記念講演会を開催しました。

会場には、土地家屋調査士をはじめ、法務省、国土交通省、地籍問題研究会、関係団体等の関係者の皆様にご来場いただき、当初130名の机と椅子を用意しましたが、講演が始まる頃には、空席がなくなり、他の会場から急遽椅子を追加するなどして、200名を超える人々が講演に聞き入りました。

山崎勇二連合会理事及び法務省民事局民事第二課不動産登記第三係長の塚田佳代氏の司会により開会、主催者として、小川秀樹法務省民事局長及び林千年連合会会長から挨拶がありました。

続いて、司会の塚田氏から講演者、房村精一氏のプロフィールが紹介され、「筆界特定制度10年の歩みと未来への提言」と題して、講演が始まりました。

房村氏は、民事局長として現在の筆界特定制度の創設に深く関与していました。しかし、平成17年の国会で法律が成立して制度ができるときには、裁判官として裁判所へ戻られたそうです。筆界特定制



度は、民事局長としての最後の仕事であったので、その後もずっと関心を持たれていたとのことでした。

筆界特定制度の導入には、社会の大きな要請があり、平成15年の平成地籍整備がその大きなきっかけになっております。平成15年5月26日、都市再生本部で決定された「民活と各省連携による地籍整備の推進」により、都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することが不可欠であることに鑑み、国において全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する基本的な方針が決められました。また、境界の確定に法務局が関与するよう法整備を行って迅速に地図として備え付けられるようにしようという考え方がありました。これを受けて、最終的に筆界特定制度が出来上がりました。



小川法務省民事局長



林日調連合会長



塚田法務省民事局民事第二課
不動産登記第三係長



房村精一氏

従来、筆界について争いがあったときに、それを確定する手続としては、裁判所に境界確定訴訟を起こしました。しかし、境界確定訴訟は他の裁判と比べると2倍から3倍の時間と測量を伴うため費用がかかります。次に、専門的な知識が必要ですが、土地家屋調査士が必ず関与するという仕組みになっていないため、裁判官が判断することについて、かなり問題があります。また、原告、被告の関係、隣人同士で訴え、訴えられたということで隣人関係に悪影響がでます。最後に、境界確定訴訟で裁判所が判決しても、登記手続と連動していないことが多くあります。

当初、法務省では、境界確定訴訟に代わる行政手続として、行政庁として専門的知識を生かして法的効力のある行政処分として公的な筆界を確定しようとしていました。

さらに、地籍調査との連動を考え、必ずしも当事者の申し立てを待たなくても職権で公定力のある行政処分として法務局で筆界の確定をする。それに不服がある場合には、その処分を取り消すことを裁判所に求めてもらうことを考えました。そして従前の境界確定訴訟を廃止するという骨格で考えました。

しかし、実際にできた筆界特定制度は、筆界特定登記官が、一方又は双方の土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人関係人等に意見及び資料を提出する機会を与え、土地家屋調査士等の外部専門家である筆界調査委員による必要な事実の調査、意見を踏まえて、裁判所が判断するよりも、より適切に筆界の現地における位置を特定する制度になり、法務局で始まりました。そして、従来の境界確定訴訟は存置することになりました。

房村氏は、法的拘束力がない筆界特定制度は、国民に利用してもらえるのだろうかという不安があったが、毎年2500件程度の新受件数があり、思った以上の申請に驚いたようです。

一方、残った筆界確定訴訟(境界確定訴訟)は、年間800件程度あったものが、筆界特定制度が始まってから400件程度でずっと推移していますので、この筆界特定制度で解決していると思われ、制度としては非常によかったといえると思います。

また、この手続において専門知識を持つ土地家屋調査士が代理人として活用されたことです。もう一

つ、当事者の代理人としてだけではなく、筆界を認定する立場からも専門家の利用という意味で筆界調査委員を使っています。この筆界調査委員は、圧倒的に土地家屋調査士が多く指定されて、意見を述べています。

筆界特定後に裁判になったものにおいても、裁判所は筆界特定を必要かつ十分な資料に基づく適正なものであると認め、非常に高い評価をしています。しかし、異なる筆界が裁判所で認定された事件もあります。できるだけ変えられないほうがいいわけですので、より慎重に行う必要があると思います。

最後に提言がありました。筆界特定制度そのものを大きく変えることは難しいだろうと思いますが、運用では、迅速化と長期未済事件をなくすことです。特に1年を超える長期未済事件が一定割合存在しているので、なんとか1年以内に結論を出すように。同時に、当事者が納得できるだけの十分な調査をして、わかりやすく、説得力のある判断を示す必要もあります。

他の制度との連携でいえば、土地家屋調査士会の行っているADRとのすみわけ、連携も工夫が要ると述べています。それから訴訟との関連で、できるだけ訴訟の前に筆界特定制度を利用してもらうよう努力していただきたいなど、広報の重要性も話されました。

あとの問題は地籍調査の地図混乱地域を考えると、今の筆界特定制度は個別に、一つ一つの境界を考えています。ところが地図混乱地域はそうはいかないので、全体として、より合理的な筆界をその地域全体を対象に考えていくことが解決の方向だと思います。今の筆界特定制度ではなく、抜本的に新しいものを考えざるを得ないし、さらにそれに不服があるときの争い方も同時に工夫しなければいけない。そういう点も併せて検討していく必要があるのではないかと思います。講演は終了しました。

講演を拝聴し、筆界に関しての専門家である土地家屋調査士は、社会に貢献すべく、研鑽を重ね、より一層の広報活動の必要性を感じました。

副会長 海野敦郎(神奈川会)

平成27年度 第2回全国会長会議

平成28年1月13日(水) 14日(木)、東京ドームホテル地下1階シンシアにおいて、平成27年度第2回全国会長会議が下記のとおり開催されました。

1日目(1月13日午後1時～午後5時)

1. 開会の言葉

日本土地家屋調査士会連合会小嶋理事司会の下、定刻どおり、菅原副会長の「開会の言葉」から会議がはじまりました。



菅原副会長

2. 連合会長挨拶

林連合会長による挨拶がありました。

新年の挨拶から、一年を振り返りながらお話をされました。

「今期は「境界紛争ゼロ宣言!!」の更なる発信と地図づくりへの参画強化を継続しつつ、特に土地家屋調査士の調査権限の強化



林連合会長

と業務処理環境の改善を形として示すことに取り組んでいきます。平成28年度の事業方針大綱の策定につきましても、特にここに重点を置いて進めていきたいと考えています。」「正直に言うと、私は、土地家屋調査士の調査権限の強化と業務処理環境の改善を法改正、法整備をしたくてこの連合会に来ました。できなければこの連合会に来た意味がないと思っていますので、不退転の決意と覚悟をもって取り組んでいきたいと思っている。」との強い決意の言葉がありました。

3. 座長選出

座長には、関東ブロック協議会から群馬会の堀越会長が選出されました。



堀越座長

4. 連合会事業経過報告

制度対策本部関係と研究所関係について、岡田副会長から報告があった後、総務部関係と財務部関係を加賀谷副会長から、制度対策本部関係の一部と、業務部関係、社会事業部関係を菅原副会長から、研修部関係と広報部関係を海野副会長から順次報告がされました。

5. 連合会からの説明事項

(1) 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正の方針について、金子総務部長から説明がありました。

趣旨として、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請が出さ



金子総務部長

れている。是正への対応に関する経過を説明後、日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正の方針について説明がありました。

①日本土地家屋調査士会連合会会則

現行第7条第1項に規定する会長が指名する理事の定員3人は、外部理事の登用に対応するため、第65回定時総会に2人から3人に変更されたものであるが、今日現在の改正案としては、外部理事は連合会が選出することから、同理事の員数を2人に変更することを考えている。

②日本土地家屋調査士会役員選任規則

- ・外部理事を連合会が選出することから、その手続に関する規定を加えることとしている。
- ・是正要請への対応とは直接関係はないが、現行第27条について、会長候補者が2人であっても得票数が同数の場合は再投票を行うこととなっているが、この場合にはその必要性がないことから、これを廃止し、従来の選挙管理委員会の定めによる抽選に移行することに改めることとしている。

現在、役員選任に関する検討特別委員会を設置して諮問を行い、同委員会へ答申を求めており、答申を受けた後、連合会において改めて検討することとしている、と説明がありました。

(2) 所有者不明土地を隣接地とする場合に特化した筆界特定制度のその後について

岡田副会長から、第1回全国会長会議において説明した内容についてのその後の動きについて説明がありました。



岡田副会長

前回の会議から実質1か月ですが、各管区法務局からも検討を進めていきたいとの意見が多数であること、また各法務局からも意見を集約した形で積極的に行うことに異論はないという意見がほとんどである。これを受けて、日調連としてもスピード感をもって、この仕組みについて、今後、法務省民事局民事第二課と検討を進めていく形になる。仕組みについて、①どこまで調査したら隣接所有者がわからなかったといえるのか、②筆界特定の意見書のボリュームについて、どうしたらスリムにできるのか、③意見書の定型化の在り方としてチェック式や穴埋め式のどちらがよいのか等が挙げられます。

タイムスケジュールとしては、1月中には現場サイドで検討のスタートを切り、6月の日調連定時総会頃までに案を示せるように考えている。今年の9月末の首席登記官会合で諮り、秋からパイロット的でよいので事案を決めて実施していきたいと協議を行ってきた。法務省民事局民事第二課との話の中に、登記官の実地調査権と筆界特定制度の条件を整理、筆界調査委員の関与の在り方、代理人についてはADR認定土地家屋調査士が望ましいような表現ができないか、ということも検討してほしいと伝えてきたことの報告がありました。

ここで質問意見を求めたところ、大阪会の加藤会長から、「大阪のADR認定土地家屋調査士活用の方策として、特別研修受講料の一部費用負担、ADR認定土地家屋調査士を大学の講師へ推薦したり、裁判所からの調停委員にはADR認定土地家屋調査士を推薦することなど会員に周知し、積極的に活用するべく事業執行しているが、それでも受講者が年々減少している。土地家屋調査士会として行っていることがあれば意見交換したい。」と提案がありました。執行部の提案ではないが、ADR認定土地家屋調査士の活用について意見交換することになりました。

- ・鹿児島大学の法学部と弁護士を交えてレクチャーをしている。ADRの事前相談を必ずADR認定土地家屋調査士事務所にて有償にて行っている(鹿児島会桐原会長)。
- ・法務局から一緒に相談会を開催しようと打診があり、筆界特定・境界ADR合同相談会を2月から開設するとホームページにもアップした。月2回継続していく。
- ・弁護士会でADR研修を行った結果、県下で100名の弁護士に受講してもらった(以上長野会松本会長)。

等の活動報告がありました。土地家屋調査士会の活動以外にもADR認定土地家屋調査士の活用について、その他数多くの意見が出されました。



松本長野会会長

(3) 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムに関するモニタリングについて

岡田副会長からシステムについての紹介がありました。昨年11月～12月にかけて全国3か所において会員にモニターになってもらった。システムの構築に関しての目的は土地家屋調査士が個々で保有している情報を国民の皆さんと共有することができたらよいということから始まった。

また、地図会社で作成した試作版のシステムについて紹介がありました。システムの内容としては、地図会社で作成した地図の中に土地家屋調査士が保有する情報(申請情報・完了証・境界確定図等)を格納していくものでした。

2日目(1月14日午前9時15分～正午)

(4) その他

野城研修部長からCPDポイントの公開方法について、一括管理して公開しようと検討していることについて、



戸倉業務部長

戸倉業務部長から不動産登記規則第93条不動産調査報告書改定の経過報告について説明があり、業務部の佐藤理事から不動産登記規則第93条不動産調査報告書のシステムの使用方法について説明がありました。

6. 意見交換・情報交換

説明事項ごとに意見交換が行われました。

7. 平成28年度における事業方針について

(1) 平成28年度事業方針大綱(案)について、林会長から説明がありました。

- ①土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」
- ②「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信
- ③表示登記制度への継続的な提言と運用
- ④地図づくりへの貢献
- ⑤公共・公益的な視点からの社会貢献

(2) 平成28年度各部等事業計画(案)について、制度対策本部について岡田副会長から説明があった後、各事業部の担当部長から説明がありました。

8. 意見交換・情報交換

説明事項ごとに意見交換が行われましたが、最後に各土地家屋調査士会会長から発表・報告があればお願いしたいと議長から提案があり、福島会橋本会長から福島の東日本大震災後の現状報告、茨城会菊池会長から豪雨災害の被災状況と支援についてのお礼があったほか、各種イベント開催等について発表・報告がありました。

9. 閉会の言葉

海野副会長から、連合会で提案した議案以外でも積極的な意見交換が行われたことについて感謝の気持ちが述べられ、平成27年度第2回全国会長会議は閉会しました。



海野副会長

終わりに

2日間活発な意見交換が行われ、連合会の提案事項以外にもたくさんの意見が出されました。中でもADR認定土地家屋調査士の活用については執行部の提案以外に意見交換が提案されたため記事として抜粋させていただきました。ADR認定土地家屋調査士が将来活躍できる場が多くなることを期待しています。

広報員 久保智則(長野会)

平成27年度第2回全国会長会議の意見交換・情報交換の場において、福島県土地家屋調査士会橋本豊彦会長から『東日本大震災後の福島の現状報告』がありました。心配されている全国の会員に向けられた報告ですので、ここにご紹介させていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

福島 の 現 状 報 告

福島県土地家屋調査士会 会長 橋本 豊彦

日調連、全国の土地家屋調査士会の役員、会員の皆様、今年もよろしくお願いいいたします。

また、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から4年10か月経過しましたが、今以て、ご支援、ご心配をいただいておりますことに感謝申し上げます。

福島はこれまでの「集中復興期間」から4月で「復興・創生期間」に移りますが福島の現状を報告させていただきます。

○福島県内

福島県民のおよそ19人に1人に当たる10万人余が未だに避難生活を送っている状態ですが、福島第一原発の事故で核燃料集合体が炉心溶融(メルトダウン)を起こした2、3号機からの大量の放射性物質が外部に放出した原因はシリコン製シール材が高熱で劣化し、設備の気密性が失われたことによる可能性が高いとのことでした。

ところで、昨年、浜通り(沿岸部)の大動脈である常磐道が全線開通し、更に、これまで沿岸部を分断していた国道6号線も再開通し、通行する上では事故前の状態に戻りました。

しかし、通行できるのは車両のみで、放射線量の関係で自転車、バイク、徒歩での通行はできません。また、避難区域内にある国道の両側にはバリケードが張り巡らされ、脇道や国道に面した住宅へ進入することはできない、ただ、避難区域を通過することだけが可能な状態です。

そんな中、昨年9月には全域避難が続く7町村では初めて、1町(楡葉町)の避難指示が解除されるなど復興は少しずつですが着実に進んでいるようです。

○津波被害による行方不明者の特別捜査

警察は毎月震災の日の11日に沿岸部で津波被害を受けた行方不明者の特別捜査を行っています。今年も1月11日に海岸や河川などでスコープやレーキ、重機などを使って遺品や行方不明者発見の手掛りなどを捜しました。捜索の結果、骨片のようなものの、診察券、テレホンカード、ウエストポーチなど7点が見つかったとのことでした。

○福島第一原発の廃炉作業

一進一退の状況が続く福島第一原発の廃炉作業では、汚染水対策や溶融燃料の取り出しに向けた作業が引き続き進められています。

まず、汚染水対策では東京電力は東京五輪・パラリンピックが開催される32年までに建屋に流入する一日約160tの汚染水をなくし、建屋にたまる汚染水の増加をほぼゼロにしたいとの計画はありますが、「凍土遮水壁」の稼働がカギとなっているようです。

次に、福島第一原発建屋の使用済核燃料プールからの燃料取り出しに向けた作業は、1号機について、平成28年度内に建屋カバーの解体、その後、がれきの撤去、燃料を取り出すカバーの設置を予定しています。

2号機については、建屋上部の整備を進め、30年度から建屋上部に燃料取り出し用のコンテナ、カバーを設置することとして、1号機と共に32年度中に燃料取り出し開始を目指すようです。

3号機については、燃料取り出し用カバーや燃料を運ぶ設備の設置を進め、29年度中に燃料取り出しに着手予定とのことでした。

また、福島第一原発では溶融燃料(燃料デブリ)の取り出しに向けた原子炉格納容器内の調査のため、28年度は2号機でロボット調査を行います。当初、

昨年8月に予定されていましたが、ロボットを投入する貫通部前のコンクリートブロックの撤去が難航し、さらに線量が高く入念な除染が必要となり28年度にずれ込んだため、東電は30年度上半期に1～3号機のいずれかで熔融燃料の取り出し方法を確定することとしています。

○除染と中間貯蔵施設

福島第一原発事故後、福島県復興の「一丁目一番地」として進められている除染。避難指示区域が設定された11市町村の区域内は環境省、それ以外の市町村が主体となり実施されています。

市町村が最優先に取り組んできた住宅除染は終盤を迎えており、住宅除染は全体で44万2,635戸が計画され、23年度からの累計で発注率は39万286戸に達し、そのうち完了したのが25万4,439戸、詳細な調査の結果、除染の必要のないと判断した住宅数5万8,368戸を合わせた進捗率は31万2,807戸まで到達しました。発注率88.2%、進捗率70.7%、今後除染の進捗状況や放射線量の経年変化率等により計画数は変動する可能性はあるが27年度末までに全体の92.8%に当たる41万729戸の完了を計画しています。

公共施設の全体計画数は9,635施設で、87.3%の8,411施設が除染完了し、今年度で全て完了する計画です。

また、住宅等の面的除染や仮置場等の設置が進んだことから道路や森林の除染も活発化しており、道路は全体計画1万5,733kmに対し20%、森林は全体計画3,692.3haのうち31%が完了しました。

次に、除染土壌等の中間貯蔵施設への本格輸送に向けて、昨年3月から保管場所へのパイロット（試験）輸送を実施し、通行道路等の問題点の洗い出し作業を終了しました。

ところで、昨年9月末時点の保管物数は国直轄除染分（避難指示区域）が約459万9,000m²、市町村分が仮置場に約271万3,400m²、除染現場（住宅、事務所敷地内保管）約102万1,500m²が存在します。今後、除染の進展により保管物は増加する一方であるため中間貯蔵施設の早期整備と本格輸送開始が求められています。

なお、中間貯蔵施設は用地の交渉・取得が難航しており、現時点での着工の見通しが立っていない状態です。

中間貯蔵施設予定地の地権者の状況は昨年11月末現在で確認済の土地所有者・建物所有者が2,365人、内連絡先を把握している地権者は約1,350人で所有

地面積合計1,380ha全体面積の85%を占めています。

土地のみ所有者約200人には補償額を提示し、建物所有者約970人には物件調査の協力要請をしている状態です。

契約実績は土地売買18件、地上権設定4件の計22件となっています。

連絡先が把握できていない地権者でうち約500人は既に死亡したほか、300人も登記年代から死亡したとみており、代々の相続がなされず、最も古い登記簿上の地権者の中には江戸時代後期の安政年間生まれの人もいたほか、明治時代以降、登記が更新されていない状態です。

さらに建設予定地は原発事故後、帰還困難区域に指定されて住民が全国各地に避難しており、相続人の特定や用地交渉は極めて困難な状態となっています。

○福島会

福島県内の登記所備付地図の整備率は75%ですが、地図の未整備によって、復旧・復興が妨げられて今年度から新たな事業として、復興型登記所備付地図作成作業を3か年で3km²を実施することとして、現在2年目の実施事業の見積書作成のため基準点の数量確認作業を実施しております。

更に、震災による福島第一原発事故に伴う放射能汚染建物及び避難により震災後空家となっていた建物で、環境省が公費により解体したものの内、職権滅失登記以外の建物表題変更登記への対応が求められています。

最後に、避難会員15名の生活は様々な支援等により支えられ困窮はしていないようですが、避難生活の長期化する中、精神面の複雑・多様化する避難者の悩みは深刻化しており、心のケアが大切であると思っております。

当会では皆様のご支援をいただき、第5回避難者懇談会を昨年10月17日開催しました。

今年の避難会員からの年賀状に、やむなく帰還を諦め「浪江の自宅を解体するも、未だ郷愁の念捨てきれずにおります。」との言葉が添えてありました。

これからも、避難会員の最後の一人が避難生活を終え、業務に復帰できるまで支援を継続してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

平成28年1月13日

以上

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

連合会では、土地家屋調査士が保有する筆界情報を眠らせることなく、日常業務の成果を活用した地図作りに参画することが国民の権利を守る不動産登記制度に貢献するものと考え、不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備えられるよう、国土調査法第19条第5項指定申請を行うためのマニュアル及びQ & A集、指定申請に役立つ資料等を作成し、ホームページ「会員の広場」内「連合会からの伝達関係」、「社会事業部」のページに掲載しています。

国土調査法第19条第5項の指定につきましては、全国の会員が既に行っているところではありますが、これから指定を受けたい、まだ、行ったことのない会員にとりましては、手続きが難しいとお思いでしょう。そこで、指定申請から不動産登記法第14条第1項の地図に備え付けられるまでの手続、体験談を2回に分けて掲載いたします。

第44回 国土調査法第19条第5項指定から 不動産登記法第14条第1項地図備付けまで①

神奈川県土地家屋調査士会 石井 幸世

国から補助金を受けて測量ができる？ えーうそ！
いえ、本当です。国土交通大臣指定のハードルは決して低くありません。基準点測量や、作業規程の正確な理解、経験なしに指定を受けることはできませんが、官報に土地家屋調査士事務所として大臣指定された旨告示されます。そして土地家屋調査士の口座に直接補助金が振り込まれました。

つい最近まで、国土交通省の行っている地籍調査事業の多くは、測量会社が実施者であり、土地家屋調査士に入り込む余地はありませんでした。

しかしながら、地籍問題研究会の先生方の助言や、先輩土地家屋調査士が培ってきた長年の土地家屋調査士制度に対する信頼のお蔭もあって、「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」(平成26年3月12日付け国土籍第306号、国土交通省 土地・建設産業局長通知)以降、土地家屋調査士が作成した成果も一定程度以上正確さを有すると認められるものは、法務局に登記申請し、完了後、国土調査法第19条第5項による国土交通大臣指定を受け、法務局に送付された地図は不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられることとなりました。運用面では、未だ制度としては完成されていない部分もありますが、事例紹介として僭越ながら手続の流れを2回に分けて説明させていただきます。

1 国土調査法第19条第5項制度の概要

この制度の概要を知るには、まずは国土交通省土地・建設産業局地籍整備課の「地籍調査Webサイト」をご覧ください。ここに「国土調査法19条5項指定制度のご案内」というカラー版44ページのパンフレットがあり詳しく記載されています(http://www.chiseki.go.jp/info/images/140327_19_5panfu.pdf)。また、連合会HP会員の広場に、連合会の地図対策室が大変詳細にまとめたマニュアルも公開されています、私も参考にさせていただきました。

一般的な地籍調査は国・県が補助金を交付し、交付を受けた市町村が実施主体(計画機関)として作業を行い、測量会社等(作業機関)に委託し地図等を作成させるというもので、約4分の3を補助金で賄うことができるため、市町村の負担は4分の1程度で済み、正確な地図を作成できるというのですが、実際は市町村が費用以外の様々なリスクを恐れてなかなか進捗していない現状があります。そこで、区画整理の成果などの公共測量の成果や、土地家屋調査士が行う測量成果も、人口集中地区又は都市計画区域内で、500㎡以上であることなどいくつかの条件をクリアすれば助成の対象になり、国土調査と同等以上の精度を有するものと認められたときは、大

臣認証を受けたのち、法務局に地図として送付され、最終的に不動産登記法第14条第1項地図として備えられるというものです。

2 補助金応募申請

では実際の作業の流れを説明します。私の場合、地籍整備課に電話をし、まずは、今、自分の抱えている案件が、対象になるか否か、測量方法や積算方法など疑問点を解消するべく相談に伺いました。補助金の関係は、普段、全国の市町村の地籍調査担当者と話されている担当係長が対応されており、土

地家屋調査士だからとって特別扱いされるわけもなく、1補助金交付先として対応しなければならない、つまり単なる1業者としてではなく、1計画機関、地主さんから直接依頼されている場合であっても1事業者として市町村と同じような立場で話をしなければならないということです。少々分かりにくいかもしれませんが、地主さんの立場と、依頼されている土地家屋調査士の立場を兼ねたような立場で補助金交付申請をしなければならないということです。

下の表(地籍整備推進調査費補助金応募申請書(様式2))が担当係長と2か月に及ぶ交渉の末、何度も作り直して申請した応募申請書です。

地籍整備推進調査費補助金応募申請書(様式2)

○調査実施地区について(調査実施地区ごとに作成して下さい。)

調査実施地区の名称		茅ヶ崎市東海岸北四丁目地区							
測量の目的		境界確定							
調査実施地区の位置		茅ヶ崎市東海岸北四丁目							
調査実施面積		0.16ha							
人口集中地区の内外		内							
都市計画区域の内外		内							
不動産登記法第14条第1項地図の備付けの有無		無							
公共部局発注の測量であるか否か		公共部局発注の測量ではない							
調査実施の工程		【調査着手】平成26年11月【現地測量実施】平成26年12月							
最終的な区画に整理された後、分筆等の不動産の表示に関する登記をする時期		平成27年3月							
19条5項指定申請等時期		平成27年4月							
補助対象経費		調査計画作成	既存資料等収集整理	現況調査	境界確認	予備調査	成果作成	計	
		人件費	190,000	218,000	552,200	598,000	372,800	371,100	2,302,100
		旅費	4,000	0	6,000	0	4,000	6,000	20,000
		庁費	20,000	10,000	580,000	330,000	20,000	100,000	1,060,000
		直接経費計(a)	214,000	228,000	1,138,200	928,000	396,800	477,100	3,382,100
		附帯事務費(b)	30,000	22,800	56,910	46,400	19,840	23,855	199,805
		調査費計(c=a+b)	244,000	250,800	1,195,110	974,400	416,640	500,955	3,581,905
		附帯事務費限度額(a×3%)	6,420	6,840	34,146	27,840	11,904	14,313	101,463
		調査費合計(C=Σc)	244,000	250,800	1,195,110	974,400	416,640	500,955	3,581,905
		控除額(D)	37,580	15,960	22,764	18,560	9,399	186,642	290,905
	補助基本額(E=C-D)	206,420	234,840	1,172,346	955,840	407,241	314,313	3,291,000	
	交付申請予定額(E×1/3)							1,097,000	
補助対象経費の資金調達方法		自己資金							
地方公共団体との調整状況	担当者所属・役職・氏名	[REDACTED]							
	電話番号	[REDACTED]							
	調整状況	平成26年8月26日茅ヶ崎市と協議した結果、申請して差し支えないとの回答を得た。							
登記所等への情報提供	担当者所属・役職・氏名	[REDACTED]							
	電話番号	[REDACTED]							
	連絡・調整状況	平成26年8月26日 横浜地方法務局湘南支局に対し、国土調査法第19条第5項指定の申請をし、同法第20条に基づく成果の写しの送付がされる予定である旨連絡し、送付について了解した旨の回答を得た。							

通常の土地家屋調査士報酬計算とは異なり、人件費・旅費・庁費や、付帯事務費・付帯事務費限度額などの専門用語は、国の補助金関係の専門用語で注意が必要です。打合せで、補助金の交付に係る様々な専門用語が飛び交いますが、これには慣れるしかないといったところです。例えば、補助者が全部事項証明を法務局まで取りに行く費用は、ここでいう人件費には含まれないそうです。また、いわゆる歩掛りが公表されていない状態で積算し、これを、様式の中のそれぞれのマスに入れていくわけですが、登記のためだけに必要な費用(地形図作成等)は補助の対象にならないといった、ちょっと理解しがたい独自のルールも多々あり、土地家屋調査士が国土調査法第19条第5項を推進し、地籍調査で実績を上げていくには、この補助金交付決定にいたるまでのプロセスの簡素化、システム化がされなければ難しいと考えています。ただ、国の立場として考えるのであれば、土地家屋調査士だけを特別扱いできない部分も理解できるところであり、この部分の調整を、できれば連合会の方々にご尽力いただければ幸いです。

ここまで、大変さばかりを強調してしまいましたが、この補助金交付決定までが大きなハードルで、交付決定通知が発せられた以降は、登記完了までは、地籍整備課からはほとんど指示はありません。通常土地家屋調査士業務と同じく立会をし、筆界確認書に押印いただき、不動産調査報告書を作成し、登記申請するという流れは通常の調査測量から登記業務のままです。登記完了後国土調査法第19条第5項承認申請になりますので、登記完了までは法務省の管轄ということで、地籍整備課は結果だけを求めているということです。逆に考えれば、一度備え付けられた地図に間違いは許されないという意味で、責任は重いということでもあります。

パンフレットでは事業費の3分の1と強調されていますが、実際は、限度額や控除されたものなどもあり、概ね3分の0.8くらいになってしまいます。

3 事業年度の問題

市町村の行う地籍調査は複数年度で予算が組まれることもありますが、土地家屋調査士の場合基本的には単年度で行うことが望まれます。年度をまたぐと、年度ごとに進捗状況とを精査し、年度ごとに清算することが必要となってしまいますからです。

予定どおり単年度で全ての補助対象事業が終わればいいのですが、立会の結果、たった一人の隣接地

権者が筆界確認に応じないといった場合に、複数年度にまたがってしまう場合もあります。この場合もそこまで支出した費用を清算することになりますが、ここでいう支出した費用とは、土地家屋調査士が支出した費用ではなく、先ほど応募申請のところで述べました事業者として支出した費用ということになります。つまり終わった作業の分の費用は支出したものとみなして精算額を算出することになります。

最後まで筆界確認ができず、登記完了できなかった場合、国土調査法第19条第5項認証申請もできません。この場合には全額返還しなければならないのかといった疑問も当然生じます。これはあまり精神衛生上もよろしくないもので、やはり単年度で消化し、終わらせて、イメージとしては、大臣認証をもらったら、ボーナスとして補助金をもらえる、というのが理想的ではないでしょうか。最終的に完了できる見込みがない場合は、ずるずる先延ばしにせず、受領した補助金を返還するなどの作業が必要になる場合もありえるということを忘れてはなりません。

4 依頼者との受託関係

この補助金の制度を利用するために、依頼者にどのように説明しているのか、私も当初迷いましたが、カラーのパンフレットを手渡し、依頼者には、「国から概ね3分の1の補助金が得られる可能性があります、できたばかりの制度であり、最後まで終わってみたいと、どうなるか分かりません。しかし、地主さんの負担は、おおよそ作業全体の費用の3分の2の負担でできますので、地主さんにはメリットはあるかもしれません。補助金が入った場合、私の口座に直接振り込まれることになりますが、足りなかったらその分は私が負担します。」と申し上げました。そこまでリスクを負担しないと、正確な地図が作成されることのメリットの説明はするものの、未だ地籍調査に対する制度の周知が十分とはいえず、依頼者から依頼されている登記以外に「19条なんとかとかという難しい作業」が必要になることの理解が、なかなか得られないからです。このようなやり取りで、依頼者と受託書を取り交わし、「途中で気が変わることはないですよ。」と釘を刺してから作業に入りました。たまたまトラブルもなく最後まで完了することもできましたが、この制度を利用したこと、あるいは、勧めたことによって工期的なものが問題になったり、トラブルになったりしては元も子もありません。開発案件や相続などの期限が厳し

●19条5項指定の効果 19条5項指定には、こんなに多くのメリットがあります。

- 1 測量の信頼性が高まる**
19条5項指定により、測量の基準や測量士の資格の厳格化等によって、一定の条件を満たしていることが保証されるため、測量精度・測量の信頼性が向上することが期待され、信頼性が向上します。
- 2 境界紛争を未然に防止し、安心して土地取引が可能**
正確な測量を作成することにより、道路との境界や隣地との境界が明確になり、境界紛争の発生を未然に防止することが期待されます。
- 3 地籍調査と同等の成果として扱われる**
19条5項指定を受けたことにより、地籍調査を行ったものと同じように扱われるため、測量士が改めて地籍調査を実施する必要はなくなります。
- 4 基準点の設置**
19条5項指定申請をしようとする地区の道路に測量の基準となる水準点・角点等の設置が、国土交通省の補助金で実施され、測量士が測量を行う際に活用することができるようになります。

補助金の活用事例

(1) 地方公共団体の活用事例	(2) 民間事業者の活用事例
<ol style="list-style-type: none"> 調査実施主体 大和市 調査実施地区 大和市大原町 調査開始 1/26 事業内容 市有地の測量管理に伴う地籍調査測量 スケジュール 平成22年度 測量 平成23年度 19条5項申請 	<ol style="list-style-type: none"> 調査実施主体 土地家屋調査士法人 調査実施地区 市川市船橋南 調査開始 3/26 事業内容 開発許可手続きに伴う地籍調査測量 スケジュール 平成25年度 測量 平成25年度 19条5項申請

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課
〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3 TEL.03-5253-8111(代表)

本制度の詳細な内容はホームページをご覧ください <http://www.chiseki.go.jp/>

民間事業者等が行う土地の測量費等に関する補助制度

地籍整備推進調査費補助金

平成25年度版



国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

知っていますか？補助金制度

地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金を創設しました。また、平成25年度から民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できるよう制度を拡充しました。

補助金制度 Q 地籍整備推進調査費補助金制度ってなに？
A 19条5項指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量への補助制度です。

事業主体 Q 誰でも申し込みできるの？
A 地籍調査以外の調査・測量をおこなう地方公共団体や民間事業者等が申し込みできます。

対象地域 Q どこで行う測量でもかまわないの？
A 人口集中地区、又は、都市計画区域で行う調査・測量が対象となります。ただし地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地域が選定されている地域は対象外です。

面積要件 Q 大きさは関係あるの？
A 一地区あたり500㎡以上であることが必要です。

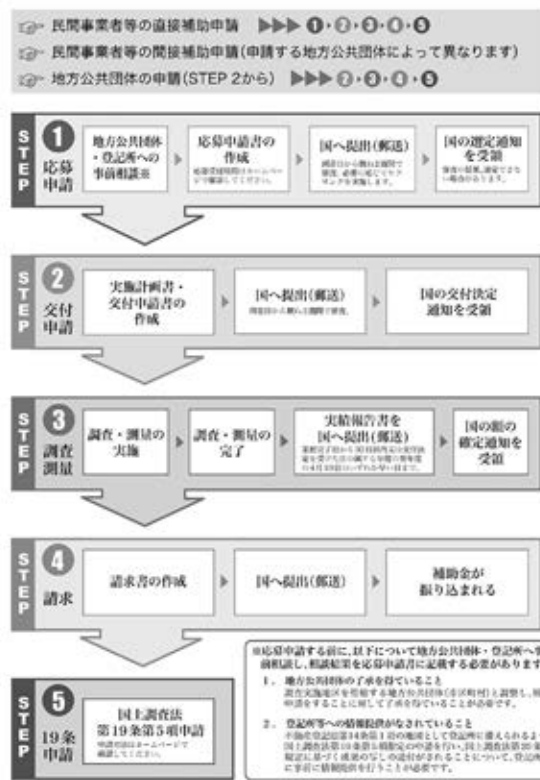
補助対象経費 Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

測量士報酬	測量士助手報酬	測量補助員報酬	測量補助員交通費	測量補助員食費	測量補助員宿泊費	測量補助員雑費
-------	---------	---------	----------	---------	----------	---------

19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に完了している場合に限り、補助対象となります。

対象地域	民間事業者の調査補助率
人口集中地区	1/3
都市計画区域	1/3

補助金を受けとるまでの流れ



第10回国際地籍シンポジウム(台湾)

会員研究論文募集のお知らせ

「国際地籍シンポジウム」は、平成10年秋に台湾で開催された、台湾・日本・韓国を核とした研究者・実務家の研究大会において設立された「国際地籍学会」の主催によるもので、2年ごとに三者持ち回りで開催されているものでありますが、この度、来る10月19日(水)～20日(木)の期間、台湾・台中において第10回国際地籍シンポジウムが開催されることとなり、そこで論文の発表を予定しております。

つきましては、同シンポジウムにおいて発表していただく論文を以下の要領により、募集いたしますので、奮ってご応募いただきますようお願いいたします。

なお、応募に際しては、まず、論文の<要約>をご提出いただき、連合会で選考の上、入選された方々につきまして、改めて、論文(本文)のご提出をお願いすることにしております。

●募集論文のテーマ

メインテーマ「地籍4.0」

※ドイツが目指すIndustry4.0(第4次産業革命)や農業4.0などに表されている造語

- (1) 地籍法律、制度施策、教育の変革
 - (2) 地籍測量の技術革新(スマートサーベイ)
 - (3) モバイル、クラウドコンピューティングと地籍
- 上記(1)から(3)のいずれかに関するもの

<要約>

○応募資格 土地家屋調査士会員に限ります。

○書式

データ形式：Microsoft Word形式

用紙：A4判1～2枚

フォント：MS明朝(英文はTimes New Roman)

フォントサイズ：12ポイント

(ただし、タイトルは20ポイント太字、サブタイトルは16ポイント太字、見出しは12ポイント太字にしてください。)

文字数及び行数：35文字・35行

余白：上下左右：25mm

○応募方法 応募する論文(要約)は原則として1人1テーマとし、要約(日本語)を下のEメールアドレス宛て送信してください。

○送付先 rengokai@chosashi.or.jp

※メール件名を「国際地籍シンポジウム論文」としてください。

※メール本文に「論文テーマ」「所属会」「氏名」「事務所所在地・電話番号・FAX番号」を明記してください。

※要約の最後に執筆者の氏名、所属会、事務所所在地、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記してください。

○締切り 平成28年5月20日(金)必着

要約を審査した上で、入選者には6月上旬に改めて連合会から論文作成を依頼します。

※参考までに論文(本文)の書式等は次のとおりです。

<論文>

○書式等 書式は要約と同じです。ただし10枚程度とします。

また、論文のデータ及びPDFを上記Eメールアドレス宛てに送信(又は論文データを記録したCD-ROM及び印刷した論文1部を郵送)していただきます。

なお、応募原稿及び資料は返却いたしません。

○締切り 平成28年7月中旬予定

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 25

山梨会

『富士とリニアと寒暖差』

山梨県土地家屋調査士会 富士吉田支部 中澤 善一

山梨県のイメージといえばなんですか？

関東？ 中部？ 甲信越？ 首都圏？ となんともハッキリしない立ち位置に加え、土地家屋調査士会会員数が150名弱と精鋭ながら極めて少数であるため目立ちにくいというネガティブな感があります。

ですが、山梨にだって自慢したいことはたくさんあるのです。富士山・富士五湖といった観光地、ぶどうや桃などのフルーツ、ワイン、ほうとう、鳥もつ煮、花子とアンの甲州弁、絶叫マシンの富士急ハイランド etc... そんな中、今回は3つほどご紹介させていただきます。

まずは『富士山』

これは細かい説明は不要でしょう。2013年に世界文化遺産に登録されてからは観光に訪れる人も更に増え、国内外問わずますます有名になっている日本の象徴です。

静岡県に住んでいる方からは異論があるでしょうが、私としては山梨側から見る富士山が、それも私の地元の富士吉田市から見るのが一番美しいと思っています。外国向けの情報などでよく見られる富士山と桜と五重塔が写っている写真は、私の地元の富士吉田市で撮られています。ときどき合成と誤解されることがありますが、合成ではありません。あの景色は実際に見られます。



私の事務所から見える富士山(自慢！)

続いては『超伝導リニア』

2027年に名古屋、2045年に大阪まで開通を目指しています。山梨では現在も走行実験が行われていて、昨年には有人走行で時速600キロを超え、複線を利用したすれ違い実験では相対速度は時速1,000キロ超！ 実際の営業速度は500キロ程度ですが、それでも東京～大阪間を1時間程度で結ぶとされています。

山梨会も、用地買収に関わる分筆登記の業務を行うため受託団を結成し、この大きな事業に参加しています。無事開通した暁には、世界に誇る高速鉄道の事業の一端を担ったという誇りと思い出になることでしょう。

そして『寒暖の差』

これは自慢というか、特色というか、愚痴というか……

2014年2月の大雪で山梨県は壊滅的な打撃を受けました。一時は交通が完全に遮断され山梨全域が陸の孤島となりました。私の地元でも150センチほどの積雪が記録され、しばらくの間は業務どころか生活もままならないほどでした。そして標高800mほどという地域柄、雪が融け切らずに春過ぎまで境界の調査測量に影響が出る状態でした。

例年はそれほどにはなりません、一定の雪は降



リニア路線と南アルプス

り積もり、やはり業務へ影響が出ています。また山がちの地形のため気温が極めて低く、山から吹き下ろす風が身を切るように冷たくて冬の外業は心底イヤなものです。地面は凍っていて杭は入りませんし、三脚も刺さりません。そのくせ日が当たると少しずつ地面が融けて設置した機械が傾いていき……

その逆に真夏の甲府盆地は日本有数の暑い街として有名です。最高記録こそ譲りますが、例年コンスタントに40℃前後を何日も記録し、体調に異変をきたすこともしばしば。真昼にアスファルトの上で膝をついて境界標を設置するときなど、それはもう凄まじいものです。

同じ県内にこれほどの差があるとは、自然というものには実に偉大だと感じずにはられません。

そんな山梨県で、冒頭にも書いたとおりの150名弱の山梨会、少数精鋭で元気にやっております。機会がありましたら、どうぞお立ち寄りください。



雪の中の境界探し

熊本会 『我が会の会員自慢』

熊本県土地家屋調査士会 福岡 鋭一郎

今回紹介させていただくのは、福岡鋭一郎会員です。平成9年登録で熊本県の中央付近に位置する宇城支部の方です。現在は、熊本県土地家屋調査士会の副会長を務められています。短編映画や長編映画等に出演されています。他会にはなかなかいらっしゃらないのではないかと思います『我が会の会員自慢』として、みなさんにご紹介させていただきます。

熊本県土地家屋調査士会 広報部長 平田 孝次

平成28年1月9日土曜日、熊本県宇城市三角町で映画の撮影が行われていると聞いて、午後から撮影現場にお邪魔させていただきインタビューしてきました。

現在撮影中の映画は、「ラスト・トランスフォーム(仮)」という仮面ライダーが誕生するまでの話と、怪物と戦うレジスタンスの小隊長役で、廃校となった校舎での撮影。

私は撮影現場初体験だったのですが、これがまた意外に和気藹藹。ただ、カメラが回ると現場から感じ取れる緊張感のすごいこと、何もしていない私はめっちゃめっちゃ緊張しながら端で見ているだけ。いい経験させていただきました。食い入るように見ていたので仕事を忘れそうになる自分にムチ打って、今日の仕事であるインタビューをさせていただきます

した。

平田：今日は色々質問させていただきますね。

まず映画出演をすることになったきっかけはなんだったのですか。

福岡：熊本出身の映画監督が10年前にアメリカから帰ってきて、熊本で制作をはじめた頃からですね。最初は裏方の手伝いで関わったんですが、そのうちに端役で出るようになりました。洪水の際の土囊みたいな非常時の備品役者ですよ(笑)。前から興味があって、学生時代にはオーディションを数回受けたことがありますよ。

平田：今まで出演された作品は何作くらいあるのでしょうか。

福岡：長編映画10本、短編映画3本、CMが1本に舞台が4本になりますね。

平田：CMにも出演されたんですね。ちなみに何のCMだったんですか。

福岡：ミネラルウォーターのCMにちょっとだけ出ていましたよ。

平田：あ、なんか見たことあるかも…夜中に流れていましたよね。

福岡：そうそう。

平田：出演した作品ではどんな役をやりましたか。

福岡：DV夫、眼科医、居酒屋店主、アナウンサー、ヤクザ、大学教授、売れない作家、駅員、カフェ店主、ホームレスとか、色々やりましたね(笑)。

平田：沢山やってるんですね(笑)。

色々な役をやったとき、周りからの反響とかどうなんですか。

福岡：基本笑われることが多いですね。

平田：笑われるんですか…。

一番印象に残っている出演作品は何でしょうか。

福岡：2011年に撮った「ナカハラとコバヤシ」という作品の、居酒屋店主トミナガという役ですね。

平田：理由はなんですか。

福岡：朝5時から夜11時まで、実際の居酒屋の店

内にカンヅメになって撮ったことですね。

役柄が、主人公たちの同級生のお気楽な男ヤモメで、一人娘を育てながら、近所のスイーツ屋のおかみさんに片思いしてるって設定で、私にピッタリでした(笑)。

平田：それは大変でしたね。一つの作品の制作期間ってどの程度かかるものなんですか。

福岡：私が主に関わってるプロダクションは制作過程が驚異的に速いんですが、それでも長編が6か月、短編が3か月、舞台だと上演まで4か月くらいかかりますね。

平田：そんなに…。本業の方はやれてるんですか(笑)。

福岡：しっかり本業やってますよ！撮影は、本業の合間にやってもらってますし、ちゃんと会議にも出てきてるでしょ(笑)。

平田：それはそうでしょうけど…。聞きにくいこと聞いちゃいますけど、俳優業の方はギャランティーとかどうなっているんですか。

福岡：ほとんどボランティアでやってますよ。CMとか客演のときは多少のギャラがありますね。

平田：そうなんですか。やり甲斐とかどうなんで



しょうか。

福岡：別人を演じて「こんな人生もアリだったかもなあ」と思える瞬間や、制作者の皆さんが思い描いているイメージを具現化できたと思えるとき、役者同士の芝居が上手く噛み合ったときなんかには充足感で満たされています。

ほんとに楽しいですよ。

平田：今日撮影にお邪魔させていただいて見てましたけど、福岡さん楽しそうですもん。他の出演者や監督さんたちとも仲良さそうですよね。

今後の活動予定を教えてくださいませんか。

福岡：今撮っている作品が3月には出来上がりますね。4月からは別の作品の制作が始まりますけど、

その作品の撮影が私は9月に予定されています。12月にはシェイクスピアの「リチャード三世」の舞台に出演予定です。

平田：今年はずっと詰まっている感じですね。今撮影中の作品はぜひ観に行きたいと思います。出来上がったなら教えてくださいね。

今日はお忙しい撮影の合間にお時間を作っていただきありがとうございます。

熊本会自慢の福岡副会長でした。今後も色々な役で出演されると思います。頑張ってください。陰ながら応援しています。

NETWORK 50

ネットワーク50

佐賀会

「日本一の石段に挑戦」

馬場 哲朗



『会報さが』第54号

平成27年1月25日に妻、長女と一緒に熊本県下益城郡美里坂本にある日本一の石段に挑戦をした。随分前から計画をしていたのだが、休みが合わずに延び延びになっていた。その間に知り合いは家族で3回も挑戦したとのことで、最後に1段を足して合計10,000段にしたとか？

朝8時に佐賀を発ち高速道路で三船インターまで行き、国道445号線、443号線をひた走り『御坂遊歩道』の看板を目当てに走ると石段の上り口に到着する。

以前、サガン鳥栖の練習場でもある鳥栖の朝日山の階段を登ったことがあるが、ここも随分と急な階段である。この階段を鳥栖の選手たちは駆け上がっているのかと思ったからそれだけでプロスポーツ選手のすごさがわかるというものである。

日本一の石段は、登り始めは朝日山の急な階段に似ているのだが登っても登っても次から次へと階段が立ちはだかる。とにかく長い階段である。

上り口に相撲の番付表みたいな表が張り出されている。横綱の欄

を見ると、何と初土俵？ H08年から5,752回と書いてある。約19年での快挙である。

条件が東の横綱は3,333回以上、西の横綱は3,001回以上、序の口でも101回以上だそう。下の方に西の新米が1回から50回となっている。東西の横綱は3名のみである。驚異的で気が遠くなりそうである。

上り口は、標高240mで頂上は860mである。その差620mの登りである。100段ごとに石柱が設置されている。但し、どういう訳かいくら探しても200段だけが存在していなかった。

100段、200段快調に登っていく。500段くらいまで行くと少々疲れが見え始める。1,000段で一息つく。でもまだ3分の1。1,500段、2,000段。よくもまた造ったものだと感心する。一段一段踏みしめればいつかは頂上に着くだろうと励ましながら登っていく。

年配者も若者も少年たちも、息

を切らせながら励ましながら登っていく。何でそこまできつい思いをしながら登るのだろう？なんてことを考えながら登っていく。

すでに朝早く登った人たちが軽快な足取りで下ってくる。下りは登りより膝に負担が来るだろうなどと考えながら、『こんにちは！』『お疲れ様！』と挨拶を交わしながらひたすら登る。

途中、赤ちゃんを抱えて石段に座り込んでいたお母さんがいたが、ここまで登ってきたのかと思うと頭が下がる思いである。お父さんと子供達は一足早く頂上まで行ってきたのか、もう下ってきていた。

2,500段くらいになると、少々うんざりする。もう一踏ん張り。3,333段の石柱が見える。やった～。

若者の集団は、最後の一段を一緒に飛んでゴールしたりしてい

た。頂上に着くとさらに先に『釈迦院』というお寺まで約1.5 kmの遊歩道がある。比較的平坦で歩きやすい。途中には展望台(現在は老朽化で利用不可になっていた)がある。眼下には八代海の眺望もよく、しばらく景色を眺める。

お寺は随分由緒ある寺のようであるが、行った時はちょうど和尚さんが病気で入院中とのことで閉めてあった。但し、張り紙があり『最近寺の住職の名を語る不届き者がいるのでご注意を！』との警察の張り紙であった。何と!!

『御坂遊歩道』は西暦799年に開山した釈迦院の表参道を世界の石(韓国、ロシア等、もちろん日本の名石も)を材料に延長1,900メートル、3,333段の石段により復元したものであるとのことである。

さりとして登りがあれば下りがあ

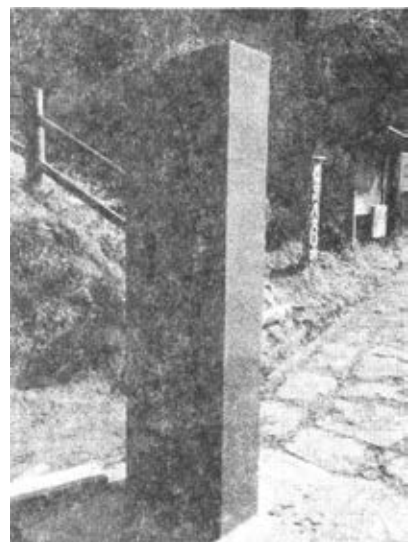
る。下りは膝ががくがくしながら降りることになる。明日からの足の痛みを思いながら下っていく。家内は、登りより下りが怖いといひながら慎重に一段一段降りていく。娘は先に先に降りていく。

やっとの思いで上り口にたどり着く。まさにたどり着くのである。

後日談。娘にお父さん達は年だから2～3日後に足に来るよ。なんていわれたがとんでもない。次の日からふくらはぎや膝や腿が痛くて歩くのにも支障が出る始末。それから1週間ほど歩くにも足を引きづる始末。

すでに登られた方もいるかもしれないが、試しに登ってみてください。

今度は長崎に8,888段の階段(石段ではないが)が有るそうで、そちらにチャレンジしようかと思っているこのごろです。



三重会

「昭和のホンダ車は楽しい♪」

桑員支部 安田 典生



「BORDER」第77号

みなさんクルマは好きですか？
クルマが趣味、という会員の方も多と思います。

今回は私の最愛の「昭和のホンダ車」をご紹介します。

昭和60年型、初代 today です。

乗ってたよという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この低くスラントしたショートノーズから広大なフロントウィンドウ、そしてロングルーフへとつながる流麗なライン、低くおさえられた全高と四隅配置のタイヤが生み出すフォルムに一目惚れ。以来30年を超えて乗り続けています。

最大の特徴は何と言ってもこのエクステリアデザインでしょう。フランス車、ルノーの初代トゥインゴのデザイナーは、この today の写真を傍らに置いてトゥインゴをデザインしたと言われています。

走りも軽快。発売当時でも非力と言われたエンジンですが、軽量なボディのおかげで、今でも街中では周りの流れを乱すことなくキビキビと走ってくれます。この軽快感と、スポーティと言っても過言ではないハンドリングは知る人ぞ知る today の魅力です。

today のエクステリアデザインと広い室内空間を実現するために



極限までコンパクトに収められたエンジンは、バイクのエンジンのご先祖様の550cc2気筒。独特のビート感があって、その音も相まって、とても味わいがあります。

また、軽規格の変更で660ccにマイナーモデルチェンジされたモデルはその低重心と四隅配置のタイヤによる安定性とハンドリングの良さで、軽自動車レースでは大活躍していたようです。

そんな私の today、さすがに塗装がボロボロになってきましたが、30年間たいした故障もなく、特にエンジンに関しては全く故障がなく、素晴らしく良くできていると思います。先ごろ車検も取り、まだまだ現役、ガソリン車が走れる限り乗り続けていきたいと思っています。

その today が“最新型車”扱われるイベントが「昭和のホンダ車

ミーティング」です。毎年6月の第一日曜日に浜松で開催され、昨年で第9回を数えるイベントです。

そこに私は today と共に第4回から参加させていただいております。毎年130台前後の「昭和のホンダ車」が集まり、昨年は139台の参加でした。もう街中ではほとんど見かけない懐かしい車ばかり。それぞれにこだわりを持って乗られているオーナーさんばかりで、かなりのチューニングがされている車から、新車かと思まごうばかりに綺麗にオリジナルを再現している車まで、ほんとに皆さん楽しんでいらっしゃいます。

イベントは、のんびり和気あいあい、情報交換したり、気になる車のオーナーさんのお話を聞いたり、同一車種を並べてのフォトセッションや景品の抽選会があります。

毎年お天気にも恵まれていますが、小雨がパラついたときが一度あった程度で、ほとんどが好天。一日のんびりと大好きな車たちを眺めながら、仲間たちと談笑しながら過ごす楽しいイベントです。

見学だけでもできますので、ご興味のある方は是非一度行ってみてください。ネットで「昭和のホンダ車ミーティング」と検索すればすぐに見つかります。



地籍問題研究会

第14回定例研究会

日 時：平成27年11月28日(土) 13:30～17:30

会 場：日司連ホール(東京都新宿区)

テーマ：民法(債権法)改正と不動産取引

協 力：東京土地家屋調査士会

第14回定例研究会が、司法書士会館の地下1階にある日司連ホールで、86名の参加を得て開催された。はじめに、研究会幹事の創価大学法科大学院藤井俊二教授から、本日の定例研究会では、民法(債権法)改正が土地家屋調査士業務だけではなく、不動産取引について広くどのような影響があるのかを3人の講師の方々にご講演いただき、皆さんが考える機会としていただきたいと主催者挨拶・趣旨説明があった。

第1部 講演

「民法(債権法)改正について」

報告者 早稲田大学大学院法務研究科教授

山野目章夫 氏



1. 序／民法の債権関係規定の見直し
2. 履行障害法の改革
3. 重要な諸改革

3-1 準委任契約

3-2 消費貸借

3-3 法定利率

3-4 個人保証

4. 結／施行を迎える準備

明治時代に作られた私たちの一番身近にある法律であるところの民法は、約120年もの間、大きな改正はなかった。民法改正案提出に至るまで、どのような経緯をたどってきたのか、法制審議会民法(債権関係)部会の幹事の山野目教授の言葉であるからこそ、それがたいへんな作業であったことが強く響く報告であった。

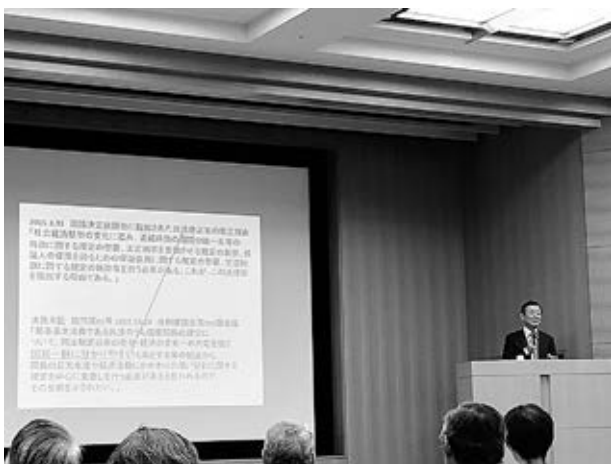
2009年秋に当時の千葉景子法務大臣が法制審議会に対して、民法の中の契約に関するルールについて、これを国民にとってわかりやすいものにする等の観点から改正への諮問をし、契約に関する規定の全般的な見直しをするようにという要請があった。具体的な見直しは、民法第3編の債権に加えて、契約に関する規定ということで、契約に基づいて成立した債権は、時間的にいつまで続くのかということについての見直しが行われることになり、第1編、総則の消滅時効に関する規律が対象となった。2013年中間試案を公表、2014年8月要綱仮案を採択決定し、2015年2月答申、法律案を衆議院へ提出し、法制審議会民法(債権関係)部会の仕事が終わった。約5年半をかけ、民法部会で約100回もの議論を重ねた。今国会では、刑事司法改革関連法案での審議に時間を要したため、民法改正案の審議は行われておらず、来年1月の通常国会で審議されることとなった。今後の国会で可決されれば、告知期間を経て、3年後に施行される見直し、見守っていきたいと話された。

履行障害法の改革という聞きなれない言葉に、考え方の変換、新しい考え方を示され、見直しは第3編のほとんどが対象であるが、第1編の時効(消滅時効)も見直しから避けられない。公序良俗も見直しの対象。不法行為は見直しの外ということである。キーワードはわかりやすさであるとし、ピックアップした項目について説明された。

「民法改正案における時効法改革」

報告者 立命館大学大学院法務研究科教授

松本克美 氏



- I. 今回の時効法改革案の特徴
- II. 期間論一原則の時効期間の二重期間化
- III. 起算点論
 - 1 「債権者が権利を行使するときを知ったとき」案166 I ①
 - 2 「買主がその不適合を知ったとき」案566
 - 3 「不法行為の時」案724 ②
- IV. 援用制限論
「不法行為の時」から20年以上を経た権利行使の例外的許容
- V. まとめ

時効法改革案の大きな特徴としては、消滅時効期間の短期化・統一化であると考えられ、改正される法律案について新旧の条文を照らし合わせながら、瑕疵担保責任については関連するところの説明もあった。改正案の消極面として、二重期間化による短期化・統一化の不合理と起算点解釈をめぐる紛争の継続・拡大をあげ、積極面として、20年期間の時効としての明示をあげられた。

「民法改正について

—不動産取引実務への影響を中心に—

報告者 早稲田大学法学学術院教授、研究会幹事

大場浩之 氏



- 一 はじめに
 - 1 本報告の課題
売買に関する規定の改正について解説
- 二 売買の効力
 - 1 総論
 - (1) 売り主の一般的な義務(改正案第560条、561条)
 - (2) 物と権利の区別の廃止(改正案第565条)
 - 2 各論
 - (1) 追完請求権(改正案第562条)
 - (2) 代金減額請求権(改正案第563条)
 - (3) 代金支払拒絶権(改正案第576条)
 - (4) 損害賠償(改正案第564条)
 - (5) 解除(改正案第564条)
 - (6) 期間制限(改正案第566条)
 - (7) 強制競売における特則(改正案第568条)
- 三 危険の移転
 - 1 買主の受領(改正案第567条)
 - 2 買主の受領遅滞(改正案第567条)
- 四 買戻し
 - 1 返還額(改正案第579条)
 - 2 対抗力(改正案第581条)
- 五 手付
 - 1 解除者の履行の着手(改正案第557条)
 - 2 手付倍戻し(改正案第557条)
- 六 おわりに

売買に関する規定の改正提案は、本改正全体の中でもとりわけ重要である。契約という概念を中心に据えて債権法全体の再構成をしている。それと同時に極力実務に悪い影響を与えないように、現行法における有力な見解、判例法理を明文化するという方法をとっている。売主の担保責任を契約不適合の問題として債務不履行責任に一元化し、瑕疵担保責任の法的性質をめぐる論争を契約責任説をとるようになった。法定責任説は取れなくなったということである。また、国際的な流れを見定めるといことは重要であり、その観点から契約責任の一類型と捉える。目的物が特定物か不特定物かは問わない、物か権利か問わない、一元的に契約責任として理解し、買主の各権利を認めるものである。買主の救済の観点から積極的に評価されるべきものである。売買に関する規定の改正については、おそらく慣れてくれば、わかりやすい内容になるのではないかと思うと結ばれた。

第2部 パネルディスカッション

司 会 藤井俊二担当幹事
パネリスト 山野目章夫氏
松本克美氏
大場浩之氏
國吉正和氏
(土地家屋調査士、研究会幹事)

この度の民法改正によって、土地家屋調査士の業務に重大な変化が生ずるわけではないが、土地家屋

調査士が業務において、契約者当事者として依頼者とのコミュニケーションをしっかりと取ることは大切なことである。そうすることで、業務で受難に遭遇したとき、損害賠償を免れたり、報酬を請求できることに繋がっていくのである。

民法のかなりの量の規定の見直しが行われるのは、民法の改正を通して、この国の社会をどのようにしていくのかということが問われているのではないだろうか。土地家屋調査士は、不動産に精通した方、一般の依頼者とのやりとり、いずれの場面にも一つ一つの取引きにおいて、コミュニケーションを大切にすることである。今までの業務で、誤解を与えるような表現や、もう少し丁寧な説明を要する概念や事柄もあったと思われる。土地家屋調査士はこの機会に業務上のコミュニケーションを考え直すきっかけとしたい。

準委任契約、請負契約、時効、受領遅滞、債務不履行による損害賠償、買主の追完請求権、代金減額請求権等々、改正された民法の規定においてどうなるのかということ、土地家屋調査士業務に関連する例示をあげ、各専門家の立場からご意見の呈示、意識改革などの問題提起がなされた。

次回定例研究会は、下記の会場・日程で地籍問題研究会平成28年度総会と同時開催の予定です。

日時 平成28年3月19日(土)

会場 東北学院大学

押川記念ホール(宮城県仙台市青葉区)

広報部次長 上杉和子(三重会)



藤井俊二幹事



「境界紛争と土地家屋調査士」レポート

「公開講座」とは市民を対象にした講座であり、その意図するところは、土地家屋調査士会の社会活動としての市民への紹介・アピールである。研修会・シンポジウム等、数ある中で、公開講座の継続開催は多くない。埼玉会は同一会場での12回目の継続開催をされている。今回は「境界紛争」にまつわる、特に筆界特定制度の話を中心とした講義内容、受講者170名のうち、一般市民11名の中で開催された。

冒頭、佐藤忠治埼玉会会長の開催挨拶と趣旨説明が話され、公開講座が始まった。

講師は名城大学大学院法務研究科教授の梅津和宏先生。福島県出身の梅津先生は昭和50年和歌山地裁判事補から始まり、名古屋法務局長・大阪法務局長を経由して平成24年東京高裁判事部総括を歴任した。定年退官される

までの間、筆界特定制度の誕生に深く関わりを持ってこられ、現在は弁護士としても活躍されている。民事司法制度改革では、①裁判の充実・迅速化、②専門的な事件への対応強化、③知的財産権関係事件への対応強化、④労働事件への対応強化、⑤破産法、⑥新会社法制度の導入、⑦ADR制度導入、⑧オンライン登記申請制度の導入、⑨司法書士法・土地家屋調査士法の改正などがあり、国民的基盤の確立を目的とした裁判員制度の導入に際しては、先生自ら街頭に立ち、PRポケットティッシュ配布の経験もされている。

その梅津先生からの、筆界特定制度制定から現状と問題点についての講義を紹介したい。

第1 筆界特定制度制定の背景として、筆界確定訴訟において確定までの期間短縮の必要性があった事と筆界という専門性により司法制度改革の対象とされたこと。

第2 過去に経験された非科学的・不合理な境界確定事件の紹介があり、その後の土地家屋調査士作成鑑定書との出会いを解説。



佐藤忠治会長



梅津和宏教授



第3 筆界特定制度創設に至る経過と現状、そして筆界特定後の筆界確定された裁判例の解説。

第4 土地紛争に関わるそれぞれの制度の問題点を示され、その改善策として不動産登記法の手法をもって、科学的・合理的な鑑定書を作成する土地家屋調査士の役割を説かれた。

第5 最後に土地家屋調査士の職務をめぐる裁判事例として、①地積更正登記関係、②土地家屋調査士の懲戒に関する事例解説もあった。

筆界特定制度制定から10年経過した現時点において省みる講座であった。筆界不明による問題が筆界特定制度を活用することで裁判よりも費用負担が少なく、迅速に解決することができることは周知の事実。しかし、さらなる迅速化を目指して進むべき中で土地家屋調査士の長年の蓄積された職能へのさらなる期待がある。また、隣接関係者不明あるいは隣接関係者が不対応である場合の対応への利活用も、本来ではないが考慮すべき現実であること、このことは国民は元より、代理人である我々土地家屋調査士の苦慮させられる一つであり、そのためにかかる時間と費用の簡略化が検討されることは制度として進むべき方向であることは全く同感である。

講義後の雑談において先生のお人柄に触れるものがあつた。先生が旭川地家裁所長・札幌地裁所長に赴任されていた折に好んでされた溪流釣りの釣果を携帯写真で紹介いただいた。溪流釣り好きは得てして酒好きである。酒好きは溪流魚料理も好きである。「イワナの骨酒」などはその典型であるが、私もそうであったように先生はイワナならぬ「ヤマメの骨酒」をも好んでいたようであり、「好き」を超え、悪好きな一面を発見させていただいた、失礼。

広報部長 古橋敏彦(静岡会)

不動産登記規則第93条ただし書に規定する 不動産の調査に関する報告に係る報告書の改定について

1. はじめに

不動産の表示に関する登記は、権利の客体となる土地や建物を明確にし、その物理的状況を記録して公示するという、権利に関する登記の前提となる、不動産登記制度を支える重要な役割を担っています。そして、私たち土地家屋調査士は、表示登記に関する申請等を代理する専門資格者として、表示に関する登記の円滑な遂行のため、依頼者と法務局との間を結ぶパイプ役となり、その一端を担ってきました。適正かつ効率的な実施のため、大切な働きをしているのが不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産の調査に関する報告に係る報告書(以下「調査報告書」という。)です。

2. 改定の経緯

調査報告書は、平成17年の不動産登記法改正に伴い、不動産登記規則に規定されました。現在利用されている様式は、平成19年2月19日付け法務省民二第407号により改定され、法務省民事局民事第二課長から各法務局・地方法務局に通知されたものです。

平成22年度、調査報告書様式改定に向けて、プロジェクトチームが組成され、前年度に実施した「調査報告書様式改定に係る各会アンケート」の意見要望等を集約した改定の様式案が取りまとめられました。それを基に法務省との協議を進めましたが、オンライン登記申請時における原本提示省略の実現を目的の一つとして協議を重ねる中、原本提示省略は、同報告書の項目・様式の改善とは別の問題として取り組んでいくことになりました。

平成23年度には「表示に関する登記における実地調査に関する指針」(以下「実調指針」という。)が改定されたことに伴い、調査報告書を取り巻く環境にも変化が生じました。連合会は、平成24年度初め、法務省民事局民事第二課へ、様式改定のための意見等を求めました。そして、平成25年6月に法務省

民事局民事第二課から各法務局へ意見照会が行われ、同年9月に、その意見や要望を取り入れた協議案が示されました。

平成25年度第1回全国会長会議において、登記事務の効率化と表示登記申請手続業務の改善(入力システムの改善、様式の改善)を目的とした改定作業に取り組むという方向性が報告されました。その後は、法務省民事局民事第二課と業務部との間で、「会員にとっては報告しやすく、登記官にとっては確認しやすい」様式を取りまとめるための協議が重ねられました。

そんな中、平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定として「オンライン手続きの利便性向上に向けた改善方針」が示されたため、連合会としては、当初の様式改定の目的の一つであったオンライン申請時の原本提示省略検討の必要性について、再度、法務省民事局民事第二課に提案しましたが、協議の結果、これまでどおり、別の問題として取り組む方針となりました。

その後も、法務省民事局民事第二課との協議を重ね、平成26年9月19日付け日調連発第173号で、連合会から各会へ改定様式案に対する意見照会を行い、各土地家屋調査士会からは約700件の意見や要望が寄せられました。それらを反映し、総合的判断により取りまとめた様式がこの度の、改定版調査報告書です。

3. 主な改定のポイント

○土地家屋調査士の認定能力が反映される

この度の改定様式には、私たち土地家屋調査士が備えている法的、技術的な専門知識と経験を十分に反映できる内容としました。土地の改定様式では、06章の「資料・証言・事実等の分析」において資料等の分析結果を評価し記録できるようにしました。また、次の07章「現地の状況」では筆界点ごとにコメントと写真を記録できる形式にしています。

06 資料・証言・事実等の分析

資料等番号	地番	分析手法、分析結果その他必要な事項
1		所有権登記名義人等に誤りがないことを確認した。
2		地番の記列は一致しており、土地の形状もおおむね一致している。
3	1-2, 3-2	作成年月日 昭和〇年〇月〇日
		求積方法 <input type="checkbox"/> 座標法 <input checked="" type="checkbox"/> 三斜法 <input type="checkbox"/> その他()
既存境界標との整合性があり、復元資料として採用することができる。 (作成者 土地家屋調査士 松本調吉)		
3	1-3, 1-4	作成年月日 昭和〇年〇月〇日
		求積方法 <input type="checkbox"/> 座標法 <input checked="" type="checkbox"/> 三斜法 <input type="checkbox"/> その他()
既存境界標との整合性があり、復元資料として採用することができる。 (作成者 土地家屋調査士 松本調吉)		
4	1-1, 1-2, 1-3, 3-2, 1-1地先	道路との筆界位置の確認資料として利用した。用地杭の設置精度は、比較的良好である。
5	1-2	許可内容を確認した。平成〇年〇月〇日に、丙野三郎が居宅新築を目的として許可を取得したことを確認した。
6	—	位置の計測の基準として利用した(世界測地系2011)。
7.8	1-1, 1-2, 1-3, 3-2, 4-5, 1-1地先	1-1と1-2の間には、コンクリート擁壁が設置されている。 1-1と3-2の間には、コンクリートブロック塀が設置されている。 1-2と1-3の間には、ブロック塀(基礎部分のみ)が設置されている。 1-1及び1-2と道路の間には、側溝が設置されている。 1-1及び1-2と4-5の間には、ネットフェンスが設置されている。
9	1-1, 3-2	筆界位置の確認資料として利用した。
10	1-1, 1-2	証言者 庚野 九郎(道路対向地7-2所有者)
		甲野太郎の父がコンクリート擁壁を設置したことを覚えている(30年程度前)。境界線は擁壁面であると聞いた記憶がある(平成〇年〇月〇日証言者宅で確認)。
10	1-1, 1-2	証言者 丙野 十郎(丙野三郎の長男, 同居人)
		父 丙野三郎は、昔からコンクリート擁壁面が境界線であると言っていた(平成〇年〇月〇日証言者宅で確認)。

07 現地の状況 別紙のとおり

点名	境界標	確認の状況
C1	コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 復元 <input type="checkbox"/> 入替え	地積測量図(3-2)のとおり既存コンクリート杭が設置されており、1-1, 3-2及び道路の立会人が異議なく確認した。
遠景		
	撮影年月日 平成〇年〇月〇日 備考 写真番号①	
近景		
	撮影年月日 平成〇年〇月〇日 備考	

○連件申請対応

土地及び普通建物に関する登記の申請について、関連する複数の登記の申請(例えば、隣接する2筆の土地地積更正登記、分筆登記、地目変更登記を連件で申請する場合や建物滅失登記及び建

物表題登記を連件で申請する場合など)をする場合には、1つの調査報告書を作成すれば足りるよう、必要となる項目(申請番号欄)を設け、調査報告書作成事務の効率化を図りました。

不動産登記規則第93条ただし書 不動産調査報告書 土地

以下のとおり調査をしたので、その結果を報告します。

平成 年 月 日

報告書No. _____

〇〇土地家屋調査士会所属
登録No. 00000

電話番号 00-0000-0000

土地家屋調査士 〇〇 〇〇 電子署名又は捺印

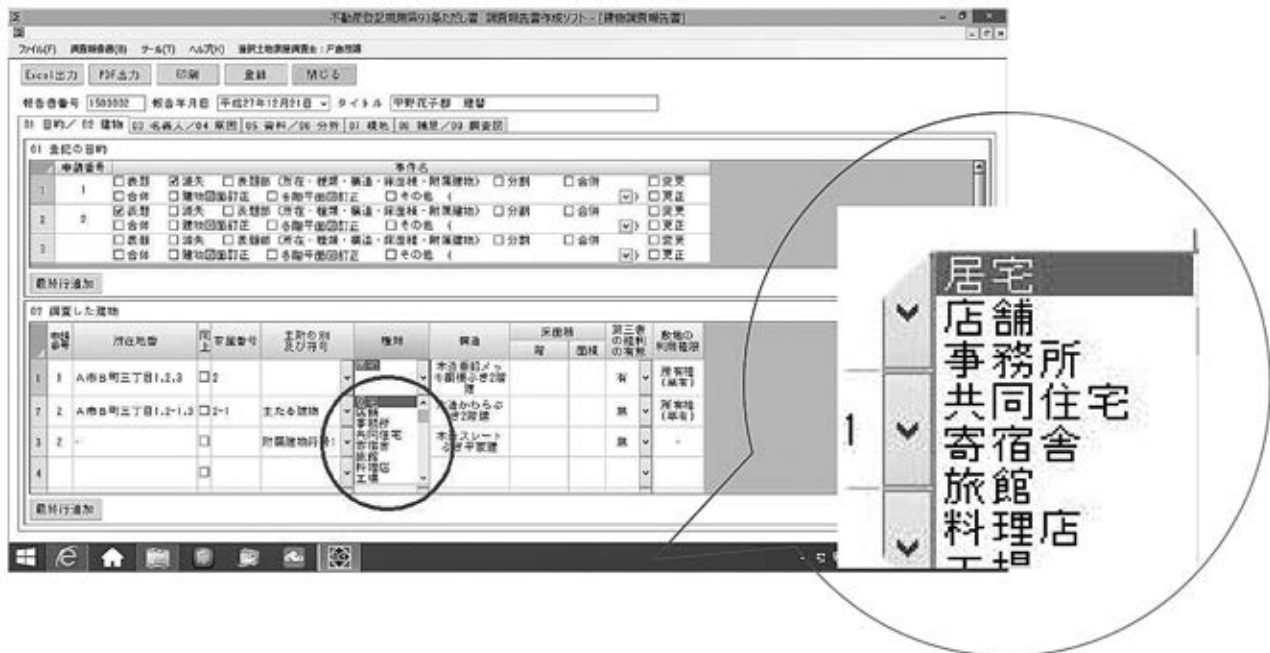
01 登記の目的

申請番号	事件名						
1	<input type="checkbox"/> 表題 <input checked="" type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 地積測量図訂正	<input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 所在 <input type="checkbox"/> 土地所在図訂正	<input type="checkbox"/> 地目 <input checked="" type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input checked="" type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 更正
2	<input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 地積測量図訂正	<input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 所在 <input type="checkbox"/> 土地所在図訂正	<input type="checkbox"/> 地目 <input checked="" type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input checked="" type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 更正
3	<input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 地積測量図訂正	<input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 所在 <input type="checkbox"/> 土地所在図訂正	<input checked="" type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更正

○チェックボックスとドロップボックスの整理

文書化する必要がない調査項目については、

チェックボックス形式やドロップダウンリスト形式にすることにより、作成事務の効率化を図りました。



○普通建物と区分建物の様式の差別化

現行の様式では、普通建物と区分建物を同一の様式として使用していますが、調査効率の向上も

考慮し、建物を「普通建物」と「区分建物」とに区別した改定様式を作成しました。

○登記の申請等に関する補足事項及び特記事項についての記録

現行の様式では、各章ごとに「特記事項」欄、「報告事項」欄、又は「総合報告」欄が設けられていましたが、改定様式では、各章ごとに特記事項を記録せずに済むよう、各欄に記録する内容を充実させており、それでもなお、各章においての記録事項を補足すべき事由等がある場合には、「補足・

特記事項」欄に記録できるようにしました。なお、各章における調査を踏まえた土地家屋調査士としての総合的な判断を記録する、いわゆる「総合報告」欄が必要ではないかと考えられる方もあるかもしれませんが、改定様式では、各章の記録により、土地家屋調査士として判断した内容を把握することができるような構成としているため、「総合報告」欄は設けていません。

10 補足・特記事項 (※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する)	
11 画像情報	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり

4. 終わりに

この度の改定様式は、平成28年3月14日から運用を開始し、現行の様式は、半年間の併用期間を経て同年9月16日をもってその使用を終了することになりますが、連合会では、現在、会員向けの連合会版の改定調査報告書の作成ソフトを構築している最中です。運用開始後は新しく作成された改定様式のソフトを利用され、より充実した調査報告書となるよう取り組んでいただきたいと思います。

この度の調査報告書様式の改定は、依頼者と法務

局との間を結ぶパイプ役である土地家屋調査士業務への信頼を更に厚くするものであると同時に、土地家屋調査士の日々の業務の効率化や省力化を図るためにも寄与するものであると信じています。専門的知識・経験を有する土地家屋調査士が作成した調査報告書が積極的に活用されることは、登記事件の適正かつ迅速な処理につながり、ますます複雑化する社会構造の中で、大切にまもられるべき国民の不動産の権利の明確に携わる専門資格者として、より一層、活用いただくことを願ってやみません。

(連合会業務部)

平成27年度中国ブロック協議会 広報担当者会議の報告

平成27年12月24日に岡山県土地家屋調査士会館2階会議室にて開催された、平成27年度第2回中国ブロック協議会、広報担当者会議に参加して参りました。世間ではクリスマスイブということで、夕方の岡山駅は多くの若者が集まり賑わっておりました。

各会から広報担当者が参加し、開催地の岡山からは、川野会長を含め3名が参加されました。協議事項及び出席者は以下のとおりです。

協議事項

- 1 共同広報事業について
- 2 TVCM作成について

参加者

岡山会 川野祐治会長、佐藤栄祐広報部長、
山縣始広報副部長
広島会 森永啓生広報部長
鳥取会 遠藤公章広報担当副会長
島根会 持田透広報部長
山口会 清水浩二広報担当副会長



岡山会 川野会長、佐藤部長、山縣副部長

今回の会議は、平成27年6月27日に開催された担当者会議で、どうすれば効率良くPRすることができるのか、中国5県で予算を集めて大きなモノはできないか等の意見も多くあり、もう一度集まって協議を試みようとの意見が纏まり開催となりました。

この会議は、前回の担当者会議でも座長を務めてくださった、鳥取会の遠藤副会長が再度座長となり会議が進められました。

会議冒頭で、川野会長が前回の会議では、テレビCMを中心に話が進んでいたと思いますが、その他の方法も模索しながら検討していただきたいとのコメントもあり、参加者全員で意見を出し合い会議を進めていきました。

まず、共同で広報事業を行うことに関しては、各会、広報活動費はそれなりにあるが、どうしても大きな事業をすることができないとの意見も多くあり、中国ブロック全体で予算を集めて事業を行うことで意見が一致しました。

次に、テレビCM制作についてですが、前回の会議では、ブロック全体で1つの素材を作り、見る人を引き付けるCMができないかとの話になり、一体どの程度の予算を投じれば効果的なCMができるかを模索してもらい、遠藤副会長が、某携帯電話会社のCMで鳥取を題材に制作された会社との繋がりが



鳥取会 遠藤副会長

あるとのことで、その内容について報告を受けました。某携帯電話会社のCMとは『鳥取の羽合(ハワイ)だ』で有名になったCMです。

話し合いの中では、著作権や放映権の問題もあり、映像の中にプロの方が出演するとなると、毎年更新料も必要となり毎年予算計上が必要とのことでした。前回の会議では、そこまでの話はしていなかったので、やはり制作するのであれば、その辺りのことに関してもしっかりと決めておく必要があると感じました。

また、近年、テレビ番組を録画で見られる方も増えており、流す方法も工夫が必要と感じました。広島会の森永広報部長の話では、今年度、広島会では

広島東洋カープの試合で提供としてCMを流したことがあり、録画でCMを飛ばされない可能性のあるPRのやり方があるとの意見も出されました。

私が所属する山口会の考え方としては、作ったのは良いが、後で使えないとなると困るので、テレビCMに限らず、無料相談会に会場等で流せる『土地家屋調査士』とは？といったVTRの作製ができたかと考えております。

現在、全国各地で学生相手の出前授業が多く開催されており、そのようなVTRがあれば、子供達にも理解しやすいのでは？と考えております。会議の中で愛知会が制作されたラジオCMを参加者に聞いてもらい、とてもインパクトもあり分かり易いとの意見も多くありました。

このラジオCMはYouTubeで一般の方々にも公開されておりますので、興味のある方は、土地家屋調査士・愛知で検索してみてください。『そんな時は』『ヒーロー登場』『こうなる前に』の3パターンがUPされております。

今回の会議では、各会の会員数に差もあるため、各会の会員数に応じて150万円程度の予算を確保し、各会で制作会社や出演者を探してみるということで話が纏まりました。

CMの内容に関しても、某パチンコメーカーのCMのように全く関係ない内容で最後にパチンコ会社と分かる内容のものや、土地家屋調査士を連呼する等様々な意見が出ましたので、しっかりと纏めて制作会社に伝える必要があると感じました。

過去に中国ブロックでは、このような形で共同事業を行ったことは無かったと思いますので、是非実現させて、何かの形にできたらと思います。

その他に、土地家屋調査士の受験者数の減少も話題となり、今後は、各会で出前授業を充実させて土

地家屋調査士という仕事を知ってもらう必要もあるとの意見も多く出ました。その中で、岡山会の山縣副部長から、近いうちに岡山県で測量技能大会の全国大会が実施されるとの情報があり、その測量技能大会の審判員が不足しているとの相談を知り合いから受けたそうです。

審判員をすることは少し難しいことかも知れませんが、そのような場所を利用して土地家屋調査士のPRを兼ねて協力できないかとの話になり、会場の案内係や駐車場の警備等で協力できればとの意見もあがりました。その際に『土地家屋調査士』と書かれたジャンパーを着ているだけでも大きな広報活動になるのではないのでしょうか。まずは小さなことから積み上げていくことが大事だと思います。こういった活動を続けていけば、10年後、20年後には、我々の業界の仲間も増えて、業界全体が活性化されていくのではないかと考えます。私も早速、地元の工業高校に伺い、地元の大会で何らかの形で協力することができないか打診してみようと思っております。

現在、各ブロックから広報員が一人ずつ広報活動をより良いものにしようと連合会で活動しております。何か良いヒント等があれば是非、お近くの広報員に情報を提供していただければ幸いです。

連合会では、現在、広報グッズの取り纏めも行っておりますので、そちらの情報も併せてお願い致します。

最後になりましたが、今回の会議の準備をくださった岡山会の皆様、座長を務めてくださった鳥取会の遠藤副会長、本当にありがとうございました。次回の会議は、クリスマスイブ等のイベントの無い日に開催し、時間を気にせず夜まで話し合ひましょう！

簡単ではございますが、中国ブロック協議会の広報担当者会議の報告とさせていただきます。

広報員 清水浩二(山口会)

会長レポート

REPORT

1月16日
～2月15日

1月

18日

全国社会保険労務士会連合会平成28年新年賀詞交歓会

パレスホテル東京にて開催された、全国社会保険労務士会連合会平成28年新年賀詞交歓会に出席。全調政連からも横山会長、椎名幹事長が出席。日経新聞の記事によると、社会保険労務士は士業の中で、今後一番有望で人気のある資格だそうだ。日調連も今後、様々な場面において参考にさせていただきたい旨のお願いをした。

19日

東京会新春交礼会

東京会新春交礼会に出席。国会議員の先生方はじめ、たくさんの都議会議員の出席があり、盛大な会であった。東京会は、都議会の中に、土地家屋調査士制度推進議員連盟があり、公共調達等についても先進的な仕組みを構築されており、全国的に波及させたいところである。

25日

日本国土調査測量協会 新年祝賀会

国土交通省土地・建設産業局局長、次長、地籍整備課長はじめ、多くの国土交通省関係の方々が出席されており、日頃の日調連へのご厚誼に対して、ご挨拶させていただく。

26日

金子洋一参議院議員「第25回政策勉強会」

午前8時からの金子洋一参議院議員政策勉強会に出席。金子議員は、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の事務局長を務めていただいております。今国会で参議院国土交通委員長に就任されたこともあり、お礼とお祝いを申し上げます。

埼玉会平成28年度新春交礼会

浦和ロイヤルパインズホテルにて開催された、埼玉会の新春交礼会に出席。豊田参議院議員はじめ多くの国会議員、県議会議員、浦和市からも出席があり、盛大な会であった。埼玉会の企画運営においては、常に制度広報のパンフレット等を用意されるなどの配慮に感謝である。

29日

第3回研究テーマ「筆界業務」会議

今期、研究所が取り組んでいる「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」会議に同席する。日調連として方向性を見極め、背景、必要性、効果等の説明が的確にできるよう急ピッチでの対応を指示したところである。

30日

民主党2016年度定期大会

東京プリンスホテルにおいて開催された、民主党2016年度定期大会に横山全調政連会長と共に出席。土地家屋調査士制度推進議員連盟の先生方を中心に、ご挨拶をさせていただいた。

2月

1日

第13回正副会長会議

平成28年度予算案策定を主たる目的とした正副会長会議を招集。正副会長、総務部長に山本財務部長を加えて、平成28年度の予算案を重点的に協議した。

2日

記念講演会後の房村先生との懇談会

先般の筆界特定制度創設10周年記念講演で講師を務めていただいた、房村精一元民事局長にお礼を込めて懇談した。

3日、4日

第7回常任理事会

第7回常任理事会を招集し懸案事項及び答申内容の整理と対応について協議し、指示を行う。また、平成28年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)に関しても具体的内容を意識し、議論したところである。

4日

日弁連事務次長の新旧交代挨拶の対応

日弁連事務次長の谷英樹さんが退任挨拶に後任の近藤健太さんとともに来館。加賀谷・海野両副会長と対応させていただく。私たちの懸案事項と喫緊の課題等をお伝えし、ご理解をお願いした。

9日

漆原良夫君を囲む激励の会

公明党 漆原議員を激励する会に、全調政連の横山会長、椎名幹事長とともに出席。漆原議員は公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の会長として、私たちの制度を大変ご理解をいただいております、お礼を申し上げた。現職閣僚も大勢出席され盛会であった。

10日

地図作成に関する打合せ

不動産登記法第14条地図作成作業について、昨年の5月以降、対応を続けてきた内容について報告を受け、今後の方向に関して指示した。

12日

北海道ブロック協議会「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016」

「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2016 part15」に菅原副会長とともに出席。「まちづくり その未来を探る」をテーマに「今、土地家屋調査士ができること」をサブタイトルとして、札幌市、札幌法務局、寶金敏明先生がそれぞれ講演された。北海道ブロック主催の当シンポジウムは今回で15年連続開催。まさに継続は力なりである。特に300名余の参加者の半数が官公署の方々であり、研修はもちろん、制度広報にも大きな役割を果たしていただいていることに感謝である。

15日

豊田参議院議員と全調政連役員との懇親会

現職の土地家屋調査士でもある、豊田参議院議員と全調政連の懇談会に岡田副会長とともに出席。全調政連に対応をお願いしている入札区分の案件について、日調連からも説明とお願いをさせていただいた。

連合会が発行する会報は、組織の性格上、教育的記事が多くなりがちなので、潤いを持たせようとの考えから、水上陽三氏(水上要蔵連合会顧問)が連合会の要職中、「ちょうさし俳壇」が創設されました。同氏には、長年、自ら詠んだ俳句の投稿及び選者として感想を綴っていただきました。

この度、同氏から、次の世代に選者を譲りたいと勇退のご意向があり、本号が選者として最後のご登場になりました。長年にわたり本欄を盛り上げていただいたことに厚く感謝を申し上げます。

なお、次号から新たな選者を迎え、「ちょうさし俳壇」を継続いたします。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

「ちょうさし俳壇」と選者の交代について

選者 水上 陽三

『土地家屋調査士』は、法律専門業者たる土地家屋調査士が強制的に加入しなければならない、土地家屋調査士会の全国組織である日本土地家屋調査士会連合会の発行する毎月の機関誌として、当然ながら会の性格から、また、組織の性格上、法律用語に溢れた教育的記事が多く、気の抜ける娯楽的要素を持たぬお堅いものであった。そこで広報部としては、全国に散らばる個人的土地家屋調査士の扱う日常業務が、調査・測量という外業を伴い、業務を通じて常に自然との関わりは持っていることに注目し、そこから体験する詩情を俳句という形で表現している、いわゆる俳句愛好者も相当数いるのではなかろうかと考えられること、さらにはまた実際に俳句を作っていないくても、意識すると否とに関わらず常に詩情を感じている土地家屋調査士も多いのではないかと考え、多くの会員に俳句への関心を持ってもらい、それらの作品を発表する場を提供することによって、いささかなりとも機関誌に潤いを持たせようと考えたのが、そもそも「ちょうさし俳壇」の創設の意義、発端であり、すでに30余年を経過して今日におよんでいる。その際、当欄の運営上考えられた一応のきまりは、俳句は、有季定型の伝統的俳句とし、表記は、文語を原則とし、歴史的仮名使いとするも口語文語のいずれでも良く、投句数は三句以内とするという、実に大雑把なものであった。このきまりは投句数を除き現在も同様である。実は、当初全国18,000の会員の中には相当数の俳句愛好者がいるものと考えていたので、かなりの投稿が見込まれていたが、予想は外れ思った程の投稿は無かったというのが実情である。

当時、この欄を担当した広報部にも専門的な俳人がいるわけではなく、執行部に在籍していた私の意向が多分に反映されて運用されていたので、投稿者の実態を見極めながら順次内容の充実を図っていかうと考えていたのである。私としては、俳句の作り方、観賞の仕方等、一、二回掲載したのみで、もっぱら当欄の充実を図るため、俳句結社に加入して相当の

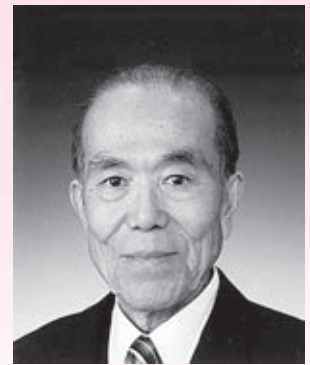
実力を持っている俳人を探したり、結社の主宰者たる土地家屋調査士の作品を重く扱ったりする方を講じながら、充実を図ってきたところである。かくして十数年ほど経過してから、当欄の体裁を整えるため、また私も執行部を離れることとなったので、流れ上、自ら選者として本欄の運営に関わって現在に至っている。

ところで、常連の投稿者も会員資格を失うと同時に消えていくという宿命を負う中で、与えられた貴重な紙面を維持していくために、常に内容を考慮しながら対処してきたところである。

かかる現状ではあるが、私も今年の三月末日を迎えると満90歳を迎える。何時迎えが来るとも限らないので、少なくともゆずり葉のようにスムーズな交代を考え、過日、会長に対し僭越を承知で本欄の存廃も含め、選者辞退の許しを得るため意向を伺う旨申し出たところである。また存続すべきとするならば、私なりの考えで、後継者として、元本欄の常連として投稿され、俳人としても申し分のない仕事をされている人をと物色した上で、某氏を推薦してきたところ、幸いにして某氏には選者を承諾してもらえると聞き及んでいる。

以上が「ちょうさし俳壇」創設の経緯と今日までの大方の歩みを延べ選者辞任の意向を申し出た次第である。

最後に、長年当欄の常連が土地家屋調査士会脱会とともに消えていくのが極めて残念なので、当欄の発展のため、それらの方にも『土地家屋調査士』の購読者になっていただき、OB会員として投稿できるように配慮されることをお願いし、長年にわたり本欄を支えてくださった土地家屋調査士会員並びに関係者に対し、厚く感謝申し上げます、「ちょうさし俳壇」の益々の発展を祈念して筆を擱く次第である。



ちょうさし俳壇

第370回



雪後

水上陽三

雪後てふ真新しさの目を浴ぶる
水鳥の石塊となる午後の河岸
懸脈幼き胸の痛む音
春隣雑木に耳を当てもして
風伯の手足千切るる野梅かな

当季雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

耳付きの和紙短冊や久女の忌
隠し湯の女将は破瓜や露の臺

※破瓜は女の十六歳。孫緯「碧玉破瓜時」

臘梅や和紙漉く里の湯のけむり
復元の物見櫓に霾れり(吉野ヶ里遺跡)
冴返る防潮堤の高さかな(浜岡原発)

茨城 島田 操

添へし手を放す一步や寒明ける
猫柳そつと触つて見たくなり
笹鳴に歩み止めし山日和
豆撒くや孫より爺の声高し
昏れ時の尾根の明るさ日脚伸ぶ

岐阜 堀越 貞有

戦なきことの幸せ浮寝鳥
野良犬の片足かばふ余寒かな
退院の日の近くなり春隣
上出来と思つて投句冬日和
水鳥の水の流れに身を任す

茨城 中原ひそむ

廃棄する対数表や冬埃
天狗堂の哀史秘めたる山眠る
今朝特に冷え込む始発電車待つ
手作りの花瓶に活ける実万両
港より明けゆく工都年新た

今月の作品から

水上陽三

清水正明

耳付きの和紙短冊や久女の忌

久女は、明治二十三年鹿児島市生れ。大正五年より俳句を始め、昭和初期「ホトトギス」の巻頭作家として活躍。昭和二十一年一月二十一日太宰府九大分院筑紫保健院にて死去。享年五十五歳。作者は久女の墓のある小原和紙の里を訪ね、耳付き短冊を求めてつくづく久女の波乱の生涯とその作品に思いをはせたのであろう。英彦山に同所において作った「訝して山ほととぎすほしいまま」の句碑がある。

堀越 貞有

戦なきことの幸せ浮寝鳥

上五・中七のフレーズは多くの俳句に用いられているが、季語の浮寝鳥によって救われた。平和の世を甘受している我々の胸中は、悠揚迫らざる浮寝鳥の境地に通じているであろう。中東や、テロのある地域に思いを馳せての作。

島田 操

添へし手を放す一步や寒明ける

孫俳句の最たるものである。手を引けば一步二歩歩けるようになった孫の手を放し独り立ちと同時に一步歩いて見せたその瞬間は、持ちに待った寒明けの感覚に匹敵するものであった。人はこうして歩き始め成長していくのである。一読孫俳句を感じさせない俳句に共感した。

中原ひそむ

廃棄する対数表や冬埃

コンピュータ時代となって最早対数表を練る必要の無くなって久しい。捨てようとして埃のたまっている実状に複雑な思いを禁じ得なかったのである。時代の変遷は早く凡人の考え及ばない現今をつくづくと感じさせられる。

【二】投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(一口3〜5句程度)

◆以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便… 東京都千代田区

〒101-0061 三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX… 03-3292-0059

電子メール… rengokai@chosashi.or.jp

本年4月号から、投句期間が前々月の1日から末日までの1か月間に変更となります。

これからも引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

1月
18日

第2回研究テーマ「空家等対策」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「空家対策法に対する問題点に関する研究」について

第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第11回土地家屋調査士特別研修について
- 2 平成28年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 3 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 4 研修部事業と特別研修事業の分離について
- 5 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

19日、20日

第6回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 事務引継書「第3 懸案、留意事項等」への対応について
- 5 資金運用及び銀行口座の取扱いについて
- 6 連合会ホームページ「会員のひろば」について
- 7 システムコンサルティング成果品への対応について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)に関する検討について
- 9 平成28年度予算(案)の作成について

第5回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 広報グッズの作成について
- 3 メディア等を利用した広報活動について
- 4 土地家屋調査士パンフレットの更新について
- 5 パンフレット・チラシの増刷について
- 6 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 7 イベント参画について
- 8 人材育成事業について
- 9 「事務所運営に必要な知識」について
- 10 平成28年度の会報の表紙について
- 11 5月号以降の掲載記事について
- 12 平成28年度会報「土地家屋調査士」会員直送希望(照会)について

- 13 平成28年度広報部事業計画(案)説明要旨及び同予算(案)について

20日、21日

第6回総務部会

<協議事項>

- 1 平成27年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 2 土地家屋調査士懲戒処分事例集(平成24年4月1日～平成27年3月31日)の作成について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会からの照会等について
- 5 平成28年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 6 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 7 全国会長会議の在り方について

25日

第5回社会事業部会

<協議事項>

- 1 公共調達に関するパンフレットの配付について
- 2 「空家問題」への土地家屋調査士の役割について
- 3 国土調査法第19条第5項の利用促進について

26日

社会事業部・日調連ADRセンター合同会議

<協議事項>

- 1 センターの今後の在り方について
- 2 ADR「認証」に係る事前面談について
- 3 ADRセンターに関するアンケート
- 4 センター担当者会同(仮称)について

26日、27日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修体系及び研修の充実の検討
- 5 研修に関する基礎資料の充実
- 6 研修ライブラリの運用について
- 7 研修用教材の運用・更新について
- 8 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 9 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について

- 10 平成28年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

27日

第6回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第11回土地家屋調査士特別研修について
- 2 平成28年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 3 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 4 研修部事業と特別研修事業の分離について
- 5 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

29日

第3回研究テーマ「筆界業務」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について
- 2 筆界立会いの代理権等に関する法改正案について

2月

1日

第13回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成28年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

3日、4日

第7回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成28年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 平成28年度土地家屋調査士新人研修について

<協議事項>

- 1 平成27年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正(案)について
- 3 役員選任に関する検討特別委員会の答申に係る対応について

- 4 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 全国会長会議の在り方について
- 6 中長期的な財政計画について
- 7 平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について
- 8 第12回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)及び実施方針(案)について
- 9 平成28年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 10 空家問題に関するチラシの作成について
- 11 平成28年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第7回常任理事会業務監査

4日

第2回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 法定添付情報の真正に係る担保措置の確保について
- 2 オンライン登記申請における添付情報の制限緩和について

8日

第7回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第11回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 3 研修部事業と特別研修事業の分離について
- 4 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

9日

第4回編集会議

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 3 会報の編集状況について
- 4 平成28年度の会報の表紙について
- 5 会報企画について

平成28年新年賀詞交歓会

平成28年1月13日18時から東京ドームホテル「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「日調連」、「全調政連」、「全公連」という。)の三団体の共催により、平成28年新年賀詞交歓会が、多くの来賓の皆様をお迎えし、盛会に開催されました。

昨年に引き続き、全国の土地家屋調査士政治連盟の会長、そして全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の理事長の出席が認められ、全公連加盟協会からは12名の協会理事長が出席しております。

この度、滋賀県及び長崎県の2協会の理事長から一言いただきましたので、今月の公嘱協会情報において紹介させていただきます。

(副会長 小山進吾)

「平成28年新年賀詞交換会に出席して」

公益社団法人滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 杉谷 篤

昨年に引き続き今年もご案内を頂きましたので参加させていただきました。

前回出席した時に、理事長が参加する形式でこの賀詞交歓会は今後も継続していくとのコメントがございましたので、昨年12月に全公連役員さんに今年は賀詞交歓会の案内はないのですかとお聞きしましたところ、今年は理事長の参加は見送りとお話がありました。内心ホッとした感も漂っていましたところ、年末に参加のご案内が届きましたので、今年も参加させていただきました。

主な参加理由としては、この賀詞交歓会は日調連を主に毎年開催されていたとのことですが、昨年度から公嘱協会の理事長も参加できるようにしていただいたことの重要性を感じたからであります。



3会長



倉富会長



賀詞交歓会理事長集合写真

土地家屋調査士業界内の日調連、全調政連、全公連の三団体が、土地家屋調査士業界を代表して制度の発展や、入札等の諸問題について今後対外的に物申すためには、一枚岩となっていることが必要不可欠であります。そのためには口先だけではなく、何事も実際に行動している姿を見せる必要があります。

今年の理事長の参加人数は12名と聞きました。予算のことやその他全体的諸事情があることはお聞きいただきましたが、今後参加人数が増えることを期待する声も少なからず上がっていたことも事実であります。

土地家屋調査士制度の発展や諸問題を解決するには政治の力が必要であることは、昨今、改めて感じたこともあり、この賀詞交歓会には国会議員やその秘書の方も大勢参加されており、今後もこの会の重要性を認識して盛会になることを期待するものであります。

公益認定されている公嘱協会は、公益目的事業を行うという使命がある訳であります、その目的を達成するための行為であれば可能との見解もありますので、対応等今後慎重に議論していきたいと考えます。

今回、多数の現職国会議員が挨拶された中で、印象に残っています言葉としましては、塩崎恭久先生の「土地家屋調査士制度の発展は国益であり、与野党問わず全力で応援していきたい。」という言葉でした。漆原良夫先生、我が滋賀県選出の川端達夫先生等々のお話も聞けたことは有意義であったと思います。また、佐藤ゆかり先生、河村建夫元官房長官、江田五月先生、土地家屋調査士でもある千葉の豊田俊郎先生、皆さま壇上でご挨拶されておられましたが、やはり遅れて来られるとどうしてもこうなるのかもしれませんが、会場が騒めいており、話の内容が今一つ聞き取れない状況であったことは残念に思いました。諸事情あり無理があるかもしれませんが、我々がもっと国会議員の先生と少しでもお話ができる機会であってほしいとの個人的要望をも抱いた次第であります。

この会を主催いただいております日調連、全調政連、全公連の各役員の皆様におかれましては大変ご苦勞様でした。また御礼申し上げます。今後ともよろしく願い申し上げます。

「平成28年新年賀詞交歓会に参加して」

公益社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 柴田 盛義

本年1月13日、東京ドームホテルにて、日調連、全調政連、全公連の三団体共催による新年賀詞交歓会が催されました。日調連、全調政連、全公連の役員をはじめ、全国の土地家屋調査士会、土地家屋調査士政治連盟、公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱調査士協会」という。)の役員が出席しました。

来賓は、岩城法務大臣、塩崎厚生労働大臣、公明党の漆原衆議院議員、その他大勢の国会議員及びその関係者の方々がお見えになりました。

林日調連会長、倉富全公連会長、横山全調政連会長の挨拶を皮切りに来賓の方々にスピーチを頂きました。来賓の方のスピーチの中で、登記所備付地図作成予算は、以前と比較して相当増加している旨の話もございました。大変ありがたいことだと思いました。

地図は、国創りの基盤になるものと私は思っていますので、国土の有効利用のため、狭い国土なら尚更のことですが、国、その他の官公署は、地図の整備に力を入れるべきだと考えます。

最近、公嘱調査士協会の中には、登記所備付地図作成作業の受託をやむを得ず辞退せざるを得なかった協会もございます。理由の一つは、委託価格が余りに低価格のため、作業を担当する社員が集まらないとのこと。作業地域が広がっている関係上予算が増加しているのだらうと思われませんが、作業の質の面からはまだまだ予算が少ないことは否めません。作業の量だけではなく、作業の質にも見合った予算をつけていただくように要望します。

そのためには、日調連、全調政連、全公連の三団体が連携を密にして、一丸となって、議員の方々と共に、行政に地図作りの重要性とともに、作業に見合った予算をつけていただくように陳情していくことが大事ではないでしょうか。

今年6月12日(日)、長崎県公嘱調査士協会では、伊能忠敬先生についての公開講演会を企画しています。演題は「(仮称)伊能忠敬が長崎を測る!」です。その講演会の講師を伊能忠敬研究会にお願いいたしておりましたところ、その研究会の名誉代表の渡辺

一郎先生を派遣してくださるとのことでした。

その渡辺一郎先生に、賀詞交歓会の中でお会いできたのです。誠に幸運でした。

しかも、いつも懇意にさせていただいている佐賀県公嘱調査士協会の平野理事長もその研究会の会員だとのこと。写真も三人で撮らせていただき本当に嬉しかったです。

結びに、三団体及び全国の土地家屋調査士の皆様にとって、本年が良い年でありますように祈念申し上げて筆を置きます。

■ 会議経過及び会議予定

1月13日	新年賀詞交歓会
1月13～14日	第9回正副会長会議
1月23日	第4回嘱託登記業務研究委員会
1月25日	公益財団法人公益法人協会との打合せ
1月27日	中国ブロック協議会三者合同会議【広島】
1月31日～2月1日	第10回正副会長会議
2月1日	波光弁護士との打合せ
2月8～9日	第8回理事会
2月9～10日	全国理事長会議
2月26日	全司協第17回未登記問題研究会
3月16日	全法務省労働組合との打合せ
3月16～17日	第11回正副会長会議

和光市と埼玉土地家屋調査士会との

「空家等の総合的な対策の推進に関する協定」の締結



埼玉県は、平成25年10月に空き家対策の指針【まちづくり行政職員への情報の提供】を示している。埼玉県は、平成26年10月時点で人口7,237,734人、住宅戸数3,266,300戸、内空き家数は355,000戸、と全国的な空き家率に比べると決して多くはないものの増加率は全国でも第4位、と社会問題化している。

和光市も、平成26年10月時点で人口80,077人、住宅戸数44,700戸、内空き家数は5,940戸。そして平成26年11月19日、空家等対策の推進に関する特別措置法が国会において成立されたことで、和光市はそれまでの『(仮称)和光市空き家等の適正管理に関する条例』、の検討に引き続き、本日、平成27年12月4日協定締結に至った。和光市は既に埼玉会と防災協定を締結していることに併せ、今後の必要性に応じた協力体制の確立を望み、埼玉会としても土地家屋調査士としての職能を発揮して社会貢献に尽力することとなる。

松本武洋市長は、現状において既に「よろず相談会」においても市民からの切実な相談案件が具体的に提示されている。」と訴え、埼玉会佐藤忠治会長も「相続登記・住所異動手続の義務化も望まれる。」とその実情に呼応されていた。

広報部長 古橋敏彦(静岡会)



【以下、「平成25年住宅・土地統計調査(総務省統計局確報集計)」資料より】

- 平成25年10月1日現在の全国総住宅数は6,063万戸、内空き家は820万戸で、空き家率は13.5%で過去最高。
- 都道府県別空き家率(二次的住宅を除く平成20年、25年データ比較)

※二次的住宅…別荘等ふだん住んでいる住宅とは別にたまに寝泊りしている人がいる住宅

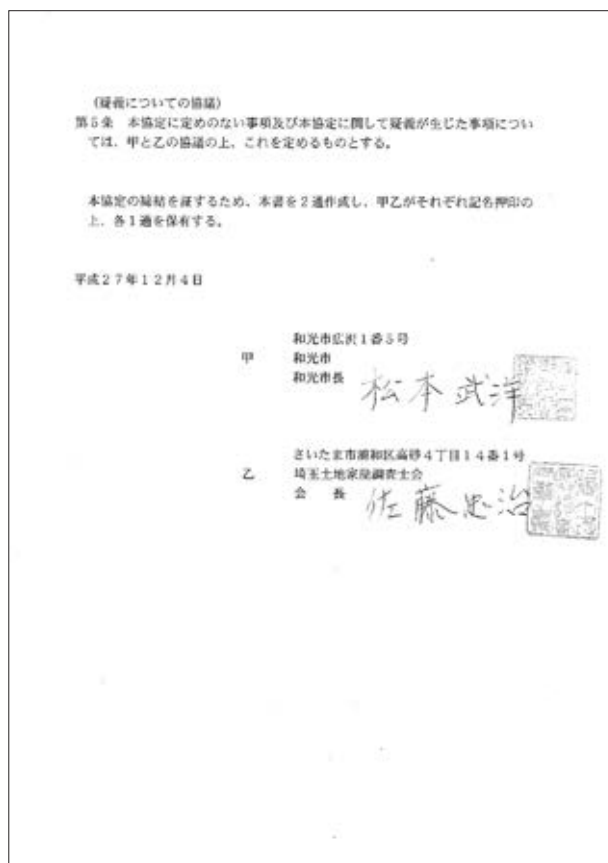
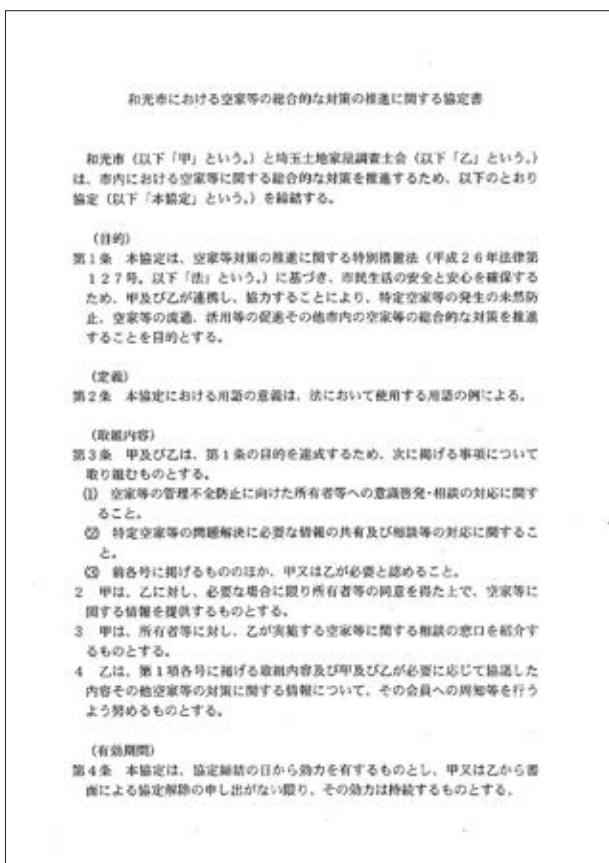
※空き家率……空き家数/総住宅数×100

空き家率の高い都道府県

		平成25年	平成20年
1	山梨県	17.2%	16.2%
2	愛媛県	16.9%	14.5%
3	高知県	16.8%	15.7%
4	徳島県	16.6%	14.9%
5	香川県	16.6%	15.1%
6	鹿児島県	16.5%	14.8%
7	和歌山県	16.5%	16.5%
8	山口県	15.6%	14.6%
9	岡山県	15.4%	14.2%
10	広島県	15.3%	13.7%

空き家率の低い都道府県

		平成25年	平成20年
1	宮城県	9.1%	13.2%
2	沖縄県	9.8%	9.8%
3	山形県	10.1%	10.6%
4	埼玉県	10.6%	10.3%
5	神奈川県	10.6%	10.0%
6	東京都	10.9%	10.8%
7	福島県	11.0%	12.4%
8	滋賀県	11.6%	11.6%
9	千葉県	11.9%	12.0%
10	愛知県	12.0%	10.7%



協定書

これから老後を考える

愛知会 松平 裕実

土地家屋調査士に登録して今年で25年目になります。それまで勤めていた隣の役場を退職し、補助者経験なくこの仕事を開業しました。元々は土木技術者として採用され、土木・土地改良事業に関する工事の測量設計、施工管理が主な仕事で11年間勤めました。

私の父は自営業で、燃料商の三代目です。土木関係の学校を卒業し、将来は測量士になりたいと希望していたのですが、二代目の祖父の願いもあって家業を継承しました。そのこともあって、父は私に職業を自由に選択してほしいと考えたのか、家業のことは特に口にしませんでした。時は第1次オイルショック直後、何の因果でしょうか。私も父と同じく土木関係の学校に入りました。

卒業した昭和55年は、今度は第2次オイルショックが始まった頃ですが、今と違いまだまだ土木事業が盛んに行われ、約2倍の求人募集があり就職先には事欠かず、公務員や大手建設会社も夢ではありませんでした。しかし、道路、河川、橋梁、ダム等の工事現場は日本中いたるところにあり、特に大規模な現場は、その場所に長期間常駐しなければなりません。私は長男であることから近くに職場を求め、幸いにも通勤時間が10分の隣の役場に採用されました。

最初に配属されたのは、土木課工務係という工事担当部署です。人口3万人程度の自治体ですので、4～5人のチームで道路、河川等の一般的な工事全般を担当していました。大規模な工事は測量設計をコンサルタント業者へ委託するのですが、ほとんどの業務は小規模な工事で、現場の地形・路線測量と設計積算、施工管理を直接担当していました。土木課に8年間在籍し、次は土地改良課で農道や用排水路、ため池等の農業関係の工事を担当しました。

その頃には、女の子1人と男の子2人の3人の子どもに恵まれましたが、成長するにつれて段々と生活費が増えていき、将来の生活を心配するようになりました。また、元来自営業の家庭で育った職業意識と、公務員の職場との感覚のズレが大きく思えて、しだいに転職を考えるようになりました。

今思い返すと良かったと思うのが、二番目に配属された土地改良課は人数が少なく、ほとんどの業務を自分で手掛けて、事業の補助金交付申請手続から地形・路線測量、設計積算等の他に用地測量と分筆・所有権移転の登記、更には税務署協議等を担当させていただいたことです。

当時の町内には4名の土地家屋調査士の方がおられて、それぞれ個性的で魅力的な仕事をしているとの思いから、私も土地家屋調査士の資格を取得し、先にお話したように無謀にも補助者経験なしで生まれ育った

岡崎市で開業しました。経験不足の未熟な私に対して、同期に合格した仲間の皆さんや、周りの先輩の方々に助けていただきながら、ここまでやってまいりました。

開業してから数年間は業務量が不安定でしたが、徐々に仕事も増え、補助者も雇えるようになりました。それでも生活は大変でした。開業した時には子どもが3人、さらに女の子が1人増えて、景気に大きく左右されながら生活費や教育費、住宅ローンと事務所の運営に一生懸命。その4人目の子ども今年学校を卒業して社会人となります。これで少し肩の荷は軽くなりましたが、蓄えどころか**これから老後を考える**次第です。

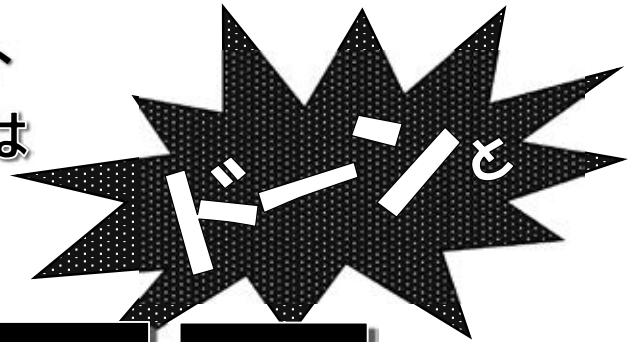
土地家屋調査士国民年金基金の役員にご縁があり、平成18年から勤めています。今では国民年金(基礎年金)と国民年金基金ですが、一時厚生年金にも加入していた時期もあり、共済年金も含めて3つの年金に加入していました。その共済年金は昨年10月に、「公的年金制度の一元化を展望しつつ…公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため」という趣旨で、厚生年金制度に公務員を加入することとし統一されました。

当土地家屋調査士国民年金基金の加入に関しては、お恥ずかしい話ですが、この基金の代議員(中部ブロック)に就任する直前に再加入し、2年前に1口増口しました。役員としての活動としては、1年に2回の理事・代議員会に出席し、中部ブロックの総会と新人研修会で時間をいただいているPRしています。その際、国民年金基金制度と加入のメリットを会員の皆さんに説明しているのですが、私自身、今更ながらもっと若いときに加入して増口しておけば良かったと悔やみます。また、既に受給されている先輩達からは、「早くに加入しておいて良かったよ!」との声も多く耳にします。

皆さんが豊かな老後を迎えるためには、計画的に将来に備える必要があります。土地家屋調査士国民年金基金は、私たちのために用意された制度で、いくつかのメリットがありますが、特に税制上の優遇措置がとても有利で、掛金は全額社会保険料控除の対象となり、所得・住民税の大幅な節減になります。この機会に是非とも加入、増口することをお勧めします。皆さんお一人お一人に合った様々なプランがありますので、次のページのフリーダイヤルにお電話してください。皆さんの質問に的確に答えてくださる経験豊富な事務局スタッフがいますので、お気軽にご相談ください。



新キャンペーン4月加入よりスタート
今年の新規加入キャンペーンは



1万円

キャッシュバック

詳しくは、この会報誌に挟み込まれているチラシをご覧ください。

4月

がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

4月15日までがご加入・増口のチャンス！



当選者発表

昨年企画いたしました新規加入キャンペーン「健康応援アイテムプレゼント」は、
下記の方々をご当選となりました。おめでとうございます！
キャンペーン期間中、たくさんのご加入をいただき、ありがとうございました。

●●● ご当選者 ●●●

神奈川県	石川 様	東京都	井上 様
神奈川県	勝俣 様	福島県	佐藤 様
群馬県	清水 様	鳥取県	中田 様
青森県	林 様	長野県	原 様



第31回



写真コンクール 作品募集



連合会及び日調連共済会では
親睦事業の一環として、
本年も写真コンクールを
下記の要領で開催いたします。

各位のより一層のご応募をお待ちしております。

主催

日本土地家屋調査士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会共済会

審査員

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

テーマ

自由(組写真は不可)

種類とサイズ

四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたのも可)でカラー・白黒どちらも可。**1人2点まで**。
応募票を記入の上、写真裏面に貼付してください。
※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。

使用権

入賞及び入選作品の著作権は撮影者にありますが、
作品の優先使用権は主催者に属します。

応募資格

土地家屋調査士会員及びその家族並びに補助者

賞

次のとおり予定しております。

連合会長賞(1名)	賞状及び副賞
金賞(1名)	賞状及び副賞
銀賞(2名)	賞状及び副賞
銅賞(3名)	賞状及び副賞
特別賞(仮称)(1名)	賞状及び副賞
入選(数名)	賞状及び副賞

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部作品を本誌に掲載する予定です。

その他

- 1 未発表の作品に限ります。
- 2 作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「希望する」を丸で囲み、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、ご応募ください。
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。
- 3 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権の侵害にならないようご留意ください。
- 4 **今回は、新たに応募作品を連合会ホームページ「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票を予定しております。**

なお、応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

投票の期間及び方法等の詳細については、別途お知らせいたします。

締 切 り

平成28年5月6日(金)必着

送 り 先

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 第31回写真コンクール宛て

発 表

連合会定時総会及び本誌掲載(予定)

審査員のご紹介

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏

主な出版物

「私と根付」「紙」「江戸職人」「京の川」「京の山」「京の里」「ウィスキー博物館」

「50人の写真家」「四季旬菜」「江戸東京・下町日和」

※詳細は、K2写真研究室 http://k2-labo.com/root/kimura_keiichi をご覧ください。

第31回写真コンクール 応募票			
題 名			
氏 名		年 齢	
住 所			
所 属 会 名		登 録 番 号	
撮 影 日 時 及 び 場 所	西 暦	年 月 日	
返 却 希 望	希望する ・ 希望しない		

- ・必要事項を記入の上、応募作品の裏面に貼付してください。
- ・土地家屋調査士会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と続柄(妻・子等)をご記入ください(例：9999 妻)。
- ・補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください(例：9999 補助者)。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 1月12日付			
東京	7918	小俣 俊輔	東京 7919 天野 弘明
東京	7920	滝本 幸雄	神奈川 3021 山口 亮
千葉	2164	小迫 裕司	静岡 1772 渡邊 和良
静岡	1773	小島 由揮	静岡 1774 大橋 佑輔
静岡	1775	中野 泰治	静岡 1776 長谷川浩久
長野	2592	清水 功	長野 2593 矢島 慎也
和歌山	435	中 哲郎	愛知 2903 佐藤 公介
愛知	2904	畔柳 洋介	愛知 2905 八田 克彦
愛知	2906	大谷 晃史	三重 889 松林 秀典
岐阜	1273	岩瀬 昭紘	岐阜 1274 市村 将
富山	513	石丸 等	広島 1869 赤木 一郎
広島	1870	山本 康介	広島 1871 小野真紀子
山口	962	西村 暢夫	山口 963 山根 良吾
岡山	1384	山本 由香	福岡 2284 下川 周一
福岡	2285	庄籠 大輝	福岡 2286 深川 一成
福岡	2287	川崎 芳裕	熊本 1199 松江 康史
鹿児島	1069	竹之下真哉	宮崎 797 鬼塚 未緒
青森	765	馬場 謙二	札幌 1187 星野 佑次
札幌	1188	横山 智得	札幌 1189 西尾 博幸
函館	215	増子 涼	高知 668 藤原 浩寿
高知	669	川崎 一則	
平成28年 1月20日付			
東京	7923	遠藤慎之介	神奈川 3022 近藤 和吉
神奈川	3023	生頭 誠	神奈川 3024 石黒将大朗
埼玉	2606	吉原 光雄	埼玉 2607 外間 英之
長野	2594	蓑輪 雄司	新潟 2207 松岡 弘樹
愛知	2907	磯貝 英樹	福井 436 森下 篤郎
広島	1872	賀家 幸二	広島 1873 福井 愛子
福岡	2288	三窪 了二	福岡 2289 逢坂 圭
熊本	1200	河原 一隆	鹿児島 1070 永野しのぶ
鹿児島	1071	市来敬志郎	鹿児島 1072 上原 輝久
鹿児島	1073	中山真太郎	宮城 1023 鈴木 聖臣
愛媛	852	池田 優作	

登録取消し者は次のとおりです。

平成27年 5月21日付	神奈川 2302 北村 淳雄
平成27年10月18日付	福岡 671 豊浦 昭次

平成27年11月27日付	京都 632 山藤 長継
平成27年12月 9日付	東京 5641 阿部 鉄夫
平成27年12月16日付	富山 400 岡村 昭洋
平成27年12月20日付	広島 45 南田 秀夫
平成27年12月22日付	青森 9 佐藤 定侑
平成28年 1月12日付	
東京 787 西村 邦男	東京 2683 田中 明
東京 4062 倉井 貞雄	東京 4517 野崎 達夫
東京 4978 山下 勝弘	東京 6977 天明 光祥
神奈川1877 村田 守	神奈川1935 市川 勲
神奈川2425 安保 正人	埼玉 1626 荻野 正弘
埼玉 1808 濱田 稔	埼玉 1952 森 和夫
茨城 826 杉山 勇	群馬 592 後藤 和實
長野 1932 田口 正義	大阪 1823 土屋 信幸
大阪 1956 吉村 友子	大阪 2361 北尾 吉男
兵庫 2288 西澤 秀雄	滋賀 229 田中 博
広島 184 脇田 翠	広島 1161 高松 博
広島 1226 児玉 常典	山口 737 中本 満生
岡山 1197 小野 照雄	島根 356 青木 克己
島根 392 間野 大司	福岡 1044 池田 直正
福岡 1159 柴尾 節生	福岡 1259 光安 秀昭
福岡 1344 浅尾 靖廣	福岡 1699 吉田 正雄
福岡 1973 衣川 和敏	大分 587 利光 曙
熊本 767 長井 洋	熊本 1137 松村 智久
山形 968 相原 栄一	
平成28年 1月20日付	
東京 3298 石井 義八	神奈川 2266 宮崎 博
大阪 2200 和田 三吾	愛知 2658 上原貴代志
広島 1336 今井 明文	広島 1442 梶谷 康弘
広島 1555 石田 昌宏	鹿児島 773 中村 政信
宮城 940 濱田 宏	

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 1月12日付			
東京 7655 船越 信宏	東京 7778 佐藤 聖秀	静岡 1772 渡邊 和良	新潟 2205 川口 康博
京都 634 中島 昌行	京都 866 北村 尚長	宮崎 758 江藤 邦仁	福島 1479 松村 泰晴
平成28年 1月20日付			
埼玉 2607 外間 英之	富山 511 猪島 隆雄		



もしもこんなことが 起こってしまったら？

測量作業中に自動車を破損させてしまった

分筆登記に際して測量作業を行っていたところ、測量機が倒れ近くに駐車していた自動車を破損させてしまった。

修理代として、722,225円の請求を受ける。

お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容

<土地家屋調査士の責任>

現地での注意不足によるものであり有責と判断

<解決方法>

示談。(注：保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。)

<保険適用>

修理代 722,225円を損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

弥生三月 おぼろ月夜

全国会長会議において、福島会の橋本会長は全国の仲間に向けて「福島の実状」(本号にて掲載)を報告された。「今以て」という冒頭の感謝の言葉に、私は自身に恥じる思いを抱いた。あの時と同じ気持ちを私は今も抱き続けているだろうか。時の流れとともに震災の報道頻度が少なくなったからといって、震災の記憶を薄れるままにしてよいわけがない。あの日からまもなく5年が経とうとしている。現状報告からは、復興の歩みは少しずつながらも着実に進んでいるが、まだまだ不安を感じる。改めてこれからの歳月、被災地とともに過ごしていくという気持ちを、みんなが決して忘れてはならないと思った。それは被災地の方々のためだけではなく、自分たちのため、未来の子供たちのために。亡くなられた方々のご冥福を祈り、被災地の方々が早くかつての生活を取り戻せるように祈りたい。

東風に吹かれて、きらきらと舞う陽の光、土の中ではそろそろ虫たちが目を覚ます。すぐそこまで春

が来ていて届きそうなのに三寒四温を繰り返し、一息には渡らない移ろう季節。女の子の健やかな成長を願う雛まつりがあり、全国各地には春を告げる伝統行事がたくさんある。めばえの春は心楽しい季節。

月を愛でる季節は秋だけれど、春の月は主役を春の花に譲りながら名脇役として存在する。朧の月影は、どこか懐かしい思い出の世界に誘う。この季節、実家の前にはお隣の菜の花畑、その向うには梅林があった。今ではすっかり様相が変わってしまったけれど、遠く離れていても「朧月夜」を口ずさむと、風に小さな花びらが静かに揺れる記憶の中の長閑な菜の花畑が、心の中に広がっていく。

文部省唱歌 ♪ 菜の花畠に 入日薄れ 見わたす
山の端 霞ふかし 春風そよふく 空を見れば 夕
月かかりて におい淡し ♪

かつて全国どこにでもあった風景、懐かしさが込み上げるのは歳を重ねた証拠でしょうか。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社